

予算特別委員会

3月7日（金）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第23号 平成20年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第24号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第25号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第26号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第27号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第28号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定に
ついて」

の審査について

7 「議案第29号 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（13名）

1番 畠山美幸 委員
3番 金丸友章 委員
5番 吉場道雄 委員
7番 河井勝久 委員
9番 川口浩史 委員
11番 松本美子 委員
13番 清水正之 委員

2番 青柳賢治 委員
4番 長島邦夫 委員
6番 藤野幹男 委員
8番 村田広宣 委員
10番 安藤欣男 委員
12番 渋谷登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長
主 査

杉 田 豊
中 村 滋

○説明のための出席者

岩 澤	勝	町 長
高 橋	兼 次	副 町 長
中 嶋	秀 雄	総務課庶務・行政担当副課長
金 井	三 雄	政策経営課長
岩 澤	浩 子	政策経営課政策経営担当副課長
馬 場	章 夫	町 民 課 長
鳥 塚	富 江	町民課戸籍・住民担当副課長
矢 嶋	芳 枝	町民課保険・年金担当副課長
井 上	裕 美	健康福祉課長
山 下	次 男	健康福祉課社会福祉担当副課長
奥 平	清 人	健康福祉課高齢福祉担当副課長
戸 野 倉	弘 美	健康福祉課高齢福祉担当主査
大 塚	晃	健康福祉課健康管理担当副課長
田 邊	淑 宏	環 境 課 長
簾 藤	賢 治	環境課環境政策担当副課長
水 島	晴 夫	産業振興課長
大 沢	雄 二	産業振興課農林担当副課長
山 岸	堅 護	産業振興課商工観光担当副課長
木 村	一 夫	都市整備課長
内 田	孝 好	都市整備課管理担当副課長
根 岸	寿 一	都市整備課建設担当副課長

新	井	益	男	都市整備課区画整理担当副課長
小	澤		博	上下水道課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
加	藤	信	幸	教 育 長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○清水正之委員長 ただいま出席委員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○清水正之委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑

○清水正之委員長 第 23 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に総務課、会計課に関する部分までの質疑は終了しておりますので、本日は町民課に関する部分の質疑から行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 86、88 ページの住基ネットで、この件でカードの現在の発行枚数を伺います。

それと、歳入のところで事務手数料として 60 件見ているわけです。今までの、恐らくそんなにいないと思うのです。この数を見込んだというのはどういうことからなのか、伺いたいと思います。

それと、33 ページに住民台帳の電算処理システム改修が載っていて、こ

これは裁判員制度に関するものだということであるわけです。つまり裁判員制度が来年からでしたね、始まるのが。この住基ネットを使って裁判所のほうでだれだれに裁判員としてお願いしたいという、そういうことでのわけなのでしょう。その点を確認しておきたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初のカードの発行枚数でございますが、最近の数字ですか、現在住基カードといたしまして 69 枚ですか、合計でなっております。前年度末が 34 枚ですか、大分枚数的には伸びてまいりました。

それから、本年度ですか、60 件ほど見込んでおるということでございますが、この件につきましては、国税の関係で、そちらのほうの経理に、公的個人認証を使いながら税の申告ができるという制度になりまして、それでおかつ 5,000 円の補助が行われまして、そういった制度を利用する皆さんがふえてまいりました。それでこの件数をちょっとふやさせていただいたところでございます。

それから、裁判員制度でございますが、これもまた大変な制度が始まってくるように感じております。私のほうで予算化させていただきましたのは、嵐山町民の中から 57～8 人ですか、ぐらいの参加人数出していくような制度になっているようでございます。それにまつわります名簿づくりですか、そのためのシステムを整備させていただくものでございます。

以上でございますが、よろしく。

○清水正之委員長 鳥塚町民課戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 鳥塚です。よろしくお願いいたしますます。

住基ネットとの関係でございますが、住基ネットを直接通じてということではないようです。住基ネットのシステムから名簿の候補者を抽出したものをくじで、58 名ということで現在推計が出ておりますけれども、その方を住基ネットから町で、くじを引くもとを抽出して、それを裁判所のほうから支給されますプログラムに当てて、58 名をくじで抽出をするというような形になるかと思えます。そのために今住基ネットで町民の方の情報を持っているわけなのですけれども、それを抽出する、そういったことをするためのシステム改修が必要だということで、今回予算計上させていただいてございます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 カードの件なのですが、税の申告でこのカードをとって、

自宅のパソコンからできるということになったわけです。それで数がふえるのではないかということで見込んだということで、なるほどなと思ったのですが、カード全体で、もう何年もやっていて 69 枚と。これが一気に 60 枚にふえるのかなとは、ちょっと疑問には思うのですが。それはいいとして。

税の申告に基づいて、このカードが、今年度から、今できているわけですね。どのくらいふえたのかというのはわかりますか。この制度が、私がわかったのは1月ごろだった。もっと早くわかった人もいたのでしょうけれども、ですからこの半年ぐらいでどのくらいふえているのか、もしわかりましたら伺いたいと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えいたします。

この半年でふえた数というのが、申告なさった方という意味でしょうか。

○川口浩史委員 カードをつくった方。

○馬場章夫町民課長 では、副課長の方でお答えします。

○清水正之委員長 鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 この 10 月以降住基カードをつくられた方が 39 名でございます。特に1月、2月に入りましてカードの発行枚数がふえまして、1月につきましては住基カードが8件、それに伴いまして公的個人認証を受けた方が7名、それから2月につきましてはカードの発行が 20 枚、それから公的個人認証を受けられた方が 18 人ということでございます。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 裁判員制度のことなのですが、私が把握していますのは、改修がどういうふうに選挙管理委員会と結びつくのかわからないのですが、選挙管理委員会が住民基本台帳から抽出して、くじを引くという形になっているような法律改正だったと思うのですが、そこには直接かわらないで、住基ネットで行っていくという形の法改正がまたあったということなのですか。その点を伺いたいと思います。このところが、どうもシステムの改修がいま一つわからなくて、抽出できる改修になったのか。選挙管理委員会が抽出するというふうになっているはずなのです。くじをするというふうに改正されていると思います。その点伺いたいと思います。

それと、歳入のほうで民生費の受託事業収入で 144 万円、後期高齢者の健診に広域連合からというふうになっています。それが 109 ページに、後期高齢者保険事業で健診分として、特定健診委託料として 200 人分として上げられていて、実際に後期高齢者の人数が、75 歳以上の方が 1,655 人

というのが予算の説明書の2月の人口だったと思うのです。そうすると、この1,455人分が後期高齢者の医療費の健診の部分に入っていないのですけれども、有病率というのはどのくらいになっているのか。後期高齢者の方でかなり疾患を持っていらっしゃる方多いと思うのですけれども、そうすると健診はしなくてもよい形になってくるのかなとは思っているのですが、それはどのような感じ方、考え方をしていくのか伺いたいと思っています。

次に、29ページと84ページになるのだと思うのですけれども、戸籍事務手数料と、そうすると84ページでは、戸籍事務にかかわる全般の事業なのですが、世帯数が最近すごくふえています。その世帯数がふえていることの中に、私は施設入所者がかなりふえてきているなというふうに考えているのですけれども、この施設入所者数と一般のいわゆる住宅に住んでいる方との比率というのは、ある程度これからあらわしていくようにしていかないと、嵐山町全体の総体としてどう考えていくのかというのが見えないなというふうに考えているのですが、その点についてどのようにお考えになっていくのか伺いたいと思うのですが。かなり私はふえているなというのは、らんざん苑も新しい施設をつくっています。やっぱりふえていくのだろうなと思って、コロニーもふえていっているし、それぞれに特養の方は世帯数になってくるわけですね。どうもちよっと実態と数字とが違っているのではないかなというふうな予想はしているのですけれども、その点はどのようにお考えになっていくのか伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 とりあえず裁判員制度についての件でございますが、こちらのほうの予算化させていただいた件でございますが、実際選挙担当のほうで裁判員制度は取り組んでございます。町民課といたしましては住民の中の名簿づくりに関する抽出までの、選挙管理委員会に提出するまでの名簿、そちらを住民課のほうに任されたシステム改修の部分をさせていただいているということであります。

続きまして、49ページの関係でございますが、後期高齢者医療健診の委託事業の関係でございます。こちらのほうが7,200円の200人分ということで予算化させていただきました。こちらのほうの人数の関係でございますが、今まで健診ですか、町で健診なされていた方を推計いたしまして200人分という数字で計上させていただいているところでございます。個人負担が900円置きまして、町の中から実際に負担になってくる金額につきましては890円ですか、その差額分を町で負担していく予算を見込んでございます。

施設入所の関係につきましては副課長のほうから答弁させていただきます。

○清水正之委員長 鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 世帯数がふえているというお話ですけれども、最近人口は若干減っている感じでございますが、世帯数につきましては、人の出入りもございますし、先ほどの話ではございますが、施設入所の方も当然あります。それとあわせて世帯数がふえた原因といたしますと、自立支援の法律が通って、あれ以降特に費用負担の関係ですとか、そういった問題もあるのかなと思うのですけれども、以前であれば同じ世帯だというふうな形で登録をされていた方が、同じうちに住みながら、若い者の世帯、年寄りの世帯というような形で分離をしているケースが最近多いのではないかと思います。

施設の入所の関係、ちょっと手元にどのくらいの入所者がいるのかというのは把握、ここでしていないのですけれども、施設の方について団体営さんが増設をしているようだというようなお話ですけれども、当然増設されればその方の分は、お一人お一人が世帯を組んでいますので、世帯数はなおふえるかと思えます。ただ、増設されない限りは、定数が決まっておりますので、その中のやりくりですので、施設については定数以上の人数はふえてこないと思えます。

○清水正之委員長 それから、109ページのほうで200人分の健診率があるのですけれども、後期高齢者の人数との関係ではどうなっているのかというふうな。

矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

一応19年の11月診療分で見ますと、老人の方の急病が、1,236人の被保険者の方がお医者さんにかかっていると。そういうのがございまして、今まで75歳までの間に何かしらの疾患でかかっているというのを想定して、一応特定健診はやるか、やらないかというまちまちの件がございます。一応今回200人というのは、課長が先ほど申しましたように昨年の基本健康診査の実績人数で今回予算上げさせていただいたのですが、健診を、皆さんに受診券を出しますので、ふえてくれば補正という形になると思うのですけれども、とりあえず今のときは人数の把握ができないので、昨年の基本健診の75歳以上の人数を健康管理のほうからお聞きして、載せさせていただきました。1,800人ぐらいが今度後期高齢という形ですので、一応19年11月の診療でいきますと1,236人の方が何かしらの疾病でかかっているということになりますので、20年度初めてのまた事業ですので、また変わってく

ると思いますが、その予算でお願いしたいと思います。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 裁判員制度の問題なのですが、住基ネットの改修で、私はお話を聞いていると 58 人から 59 人抽出する部分までの住基ネットのソフトの改修をするというふうに聞こえたのですが、そうではなくて、選挙管理委員会が住基ネットからくじを上げるところまでのソフトの、嵐山町の有権者数、何人になるかわからないのですけれども、そのためのソフトの改修をするということになってくると、ちょっとわからないのですが、どこを改修するのでしょうか。私は、抽出するのだったら、なるほど改修するのだというふうに思っています。そうすると選挙管理委員会はかかわらないから、これはまた法改正の問題なのかなと思ったのですけれども、そうではなくて、今ある住基ネット、1万 2,000 人分ですよ。それをやっていくというのは、どういうふうな改修になっていくのか。ちょっとおかしいですよ。何が必要でそのところを改修していくのか、それを伺いたいと思うのです。

それと、後期高齢者の問題と、それから世帯数の問題とかかわってくると思うのですが、医療費の問題と。今現在で多分後期高齢者の方で嵐山町で施設入所されている方というのは、施設入所されていて、世帯持っている方というのは、100 世帯以上は超えているのではないかなというふうに思うのです。それでもって、分離世帯の方というのはまた別だと思うのですけれども、そうすると嵐山町でどういうふうな状況になっているかというのは、今のやり方では、戸籍のつくり方というのですか、公表の仕方では私たちにはわかりません。それでもって予算を審議していくというのは結構厳しい問題があるかなと思うのですけれども、200 世帯というのは有病率から考えると妥当な線なのかなというふうには思いますけれども、100 世帯から 200 世帯までは施設入所していないと考えても、でも施設入所されている方も老人保健を使って、何らかの形で多分病院にかかっているとすると、これは把握できないですよ、状況自体が。それについての改善点のようなことを出していただかないと予算審議難しいなと思うのですが。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 裁判員制度の関係でございますが、説明がうまくできないのですけれども、町で対象になる裁判員さんを出すのではなくて、そのもとになります町の住民ですか、対象となる住民の部分の戸籍上のシステムを改修して、町の選挙管理委員会ですか、そちらのほうへ名簿を提出する部分までの改修ですか。ですから、その 58 人の部分をこちらでするのではなくて、そのもとになりますシステム改修とご理解いただきたいと思うのですけれども。町内で対象となる名簿までの整備をこちらの町民課のほうの

システムを活用していただく.....

○清水正之委員長 鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 町の有権者がございますけれども、その有権者の方のお名前、生年月日、住所、あと本籍の関係を住基のシステムを改修して、該当者の名簿を抽出する、それを今回のこの予算を上げてある 150 万の中で改修をして、そういった名簿を抽出する、くじを引くもととなるものを抽出をするということでございます。

有権者数のその情報、名前と住所と生年月日、それから本籍も含めたものを抽出をして、そのデータを抽出する。そのために住基ネットというか、既存の住基システムを改修させていただくということになるかと思うのですけれども。改修して、有権者の名簿をつくと、その名簿というのはどういうふうにくじを引くかという、それは選管のほうの担当になると思うのですけれども、裁判所からくじを引くためのプログラムは提供されて、それをパソコンで取り込んで、抽出した名簿の中から大体 58 人ぐらいかなということで、今試算された人数が出ておりますけれども、町の有権者数から 58 人なら 58 人、それはまた実際には何人ということが、通知があるようではございますけれども、それを抽出するためにもととなる名簿を、住基を改修をして名簿の抽出をするという。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

施設の関係が何人というのがちょっと、世帯の関係は今資料がないのですが、施設に入った方というのは、今度介護保険のほうの該当になりますので、医療も施設から、ぐあいが悪くなれば医療を使う。相殺する形になるのですけれども。

○清水正之委員長 施設に入っている人たちの世帯をどう把握しているかという。住民基本台帳の中で施設に入っている人たちをどういうふうに把握しているかという。

鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 嵐山に施設、大きい施設ですと番地でわかりますので、それはちょっと調べれば世帯数は出てくるのですけれども、ちょっと今手元にはございませんけれども、例えば嵐山郷さん、それかららんざん苑さん、ユートピアさん、こういう大きい施設ありますけれども、それは地番がわかっておりますので、人数、世帯数の把握はできます。把握そのものは。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 住基ネットのほうからいきますけれども、裁判員制度と

住基ネットの問題ですけれども、有権者、選挙人名簿を改修するというのはわかるのです。ですけれども、これは裁判員制度のためにソフトを改修するとなると違ってきますよね。裁判員制度は選挙人名簿から抽出すると。それを選挙管理委員が抽出するという形が法律に明記されています。このところは私は非常に問題だと思っているので、何回か質疑したことがありますよね。1回か2回。それなので、住基ネットを改修して、そして選挙人名簿を新たに变えていくということが、裁判員制度のためにそれを变えていくということが納得ができないのです。何でソフトの改修が必要で、今出てくるのかということがわからない。有権者名簿を見て出していくのですよね。地抽出していくのですよね。私は、こういうふうに考えていたのです。例えば選挙管理委員会の人、何ページの何番というので59人にとっていくのかなとか。そんな感覚でいたのですけれども、適当にやっていって。そうではなくて、今抽出するための名簿をつくるわけですよね。その抽出するための名簿というのは、どういうふうなソフトになってくるのですかね。選挙人名簿をつくっていくというならわかるのです。1カ月に1回とか、2カ月に1回それが出てくるようにそれぞれの、裁判員制度の抽出をするために2カ月に一遍とか、1カ月に一遍、今度は抽出する。そんなに頻繁に抽出しなくていいと思うのですけれども、そのために有権者が、二十になった人と、それから亡くなった人とを常に一定に把握できるように、私はそこまでもできていないような住基ネットのソフトなのかなというふうに思うのですけれども、国から全面的にきているものだから受け入れざるを得ないのだろうとは思っているのですけれども、これは制度として納得できるものではないのです。住民基本台帳のソフトが変わるとしても、どこがどう変わるのかというのがわからなければと思うのですけれども、そのところ出していただけです。

それと、施設入所者の把握というのは結構大切だと思うのです、いろいろな状況を考えていく上で。嵐山町はとりあえず介護保険の対象になっている人で、施設入所の方の部分までは、やっぱり国保で、嵐山町に、後期高齢者の方は広域連合のほうにいくから関係なくなりますけれども、65歳から75歳の、入っていらっしゃる方は、国保の対象の方は、嵐山町でも国保って出していくわけですよね。それなのに施設の入所者のためのものと、それからそうでない部分とがごっちゃになっているわけですよね、今の状況。施設入所者のためのインフルエンザの予防接種とかもあるわけですよね。そのところがわからないで、なぜだか知らないけれども、だんだん、だんだん数だけがふえていくのか、それとも実際には住民の方の部分というのは、実際に嵐山町で在宅でなさっている方というのはどのぐらいいるのかとかがわからない状況で、戸籍上の数字が出ていて、それで今計算するときも1世帯

幾らというのでやるわけですが、よくわからない数字ではないですか、実際に。それでカウントしていると。その問題というのは、私はかなり大きいなと思うのですが、この点について改善していただけるのかどうかということです。把握はできますということは、把握はできるのですよ、それは、住所を見たら。そうではなくて、実際に公表とか、ある程度のものが数字として予算書なり何なりに出てこないとこちらはわからないということなのです。その点について伺いたいと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 裁判員制度の関係でございますが、システム改修、こちらのほうは選挙管理委員会のほうが主体となりまして、そのもとになる名簿をつくるための住民票ですか、こちらのほうのシステムを選管のほうへ提供するという部分までの、水面下の部分の協力になってくるかと思います。選挙制度に関するほうの部分ではなく、人の名簿を整備していくシステム改修というふうにご理解いただければと思います。

○清水正之委員長 裁判員制度の名簿と選挙人名簿との違いというのはどういふのですか。どこが違うのですか。そのためにシステムの改修をするわけでしょう。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時26分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。先ほどの渋谷委員の質問ですが、プログラムの中身については町民課のほうから答えていただきたいと思います。同時に、選挙管理委員会の抽出の方法が質問されておりますので、既に総務課の質疑は終わっているわけでありまして、選挙管理委員会のほうの抽出の方法について、中嶋副課長のほうから答えていただくというふうにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 それでは、そういうふうにしたいと思います。

それでは、まず鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 説明させていただきます。

今お手元に名簿調製事務の流れということでお配りさせていただきました。左側の部分が町の部分、町の既存住基から住基ネットに流れている、この図面でございます。右側の名簿調製支援プログラムというのが、裁判所から町の選管に提供されるものでございます。左側の既存の住民情報シス

テムから中間サーバーを通じて氏名と、住所と、生年月日が引き抜かれて住基ネット上に流れております。それから、今回のこちらの名簿を調製するに当たりまして、本籍が必要になってきますので、その部分を住基情報から取り出したもの、これ合わせたものが有権者の、くじを引くもととなるデータでございます。これを抽出するために改修をお願いしているわけでございます。こちらの改修するに当たって提供された名簿調製支援プログラムに合う形で抽出をしなければいけないわけなのですけれども、文字の関係ですとか、そういったものを変換をしたりとか、そういったことが必要になってきますので、改修が必要になってくるということでございます。

これは抽出した名簿を紙ベースで出すわけではございませんので、フロッピーといいますか、CDといいますか、そういったものに抽出したものをこの支援プログラム、またそこに当ててくじを引いて、試算で出ている 58 名の方を選んでいただくという形になります。

○清水正之委員長 次に、名簿の抽出の部分について、中嶋庶務・行政担当副課長。

○中嶋秀雄総務課庶務・行政担当副課長 裁判員制度の名簿の抽出の関係について、私のほうからお答えさせていただきます。

この裁判員の制度につきましては、ご承知のとおり裁判員の参加する刑事裁判に関する法律という法律が施行されまして、通常裁判員法というふうに言われておりますが、これに基づきまして割り当てられた人数を市町村の選挙管理委員会が選出するということに定められております。これに基づきまして嵐山町の選挙管理委員会も名簿の抽出を行うわけなのですけれども、今お話がありましたように、今の試算では嵐山町におきましては 58 名の選出が必要になってくるというふうに試算されております。従来ですと、このシステムがない中では紙ベースで選挙人名簿を調製させていただいておりまして、その中からくじで選定をすると、検察審査員等についてはそういった形でやらせていただいております。ただ今回、非常に 58 名の方、嵐山町においてはまだ非常に人数的には少ないほうでございまして、大規模な市町村になりますとこれが何 100 人単位という形になります。これを選挙人名簿の紙ベースの中から抽出をするというのは、一件一件、例えば本町でありますと選挙人名簿が 12 冊、12 投票区ございますので 12 冊ございます。その中の例えば第何投票所の何ページの何番というようなくじを一人一人引いていくという形になるわけございまして、そうしますと非常に大変だということで、こういったシステム化が図られたということでございまして、今回このシステムが入りますと、今説明をさせていただきましたように名簿調製の支援プログラムというのが国から支給される形になります。これを本町のパソコ

ンの中にソフトとして落としまして、今住基のほうからいただいたデータをそこに入れます。そうしますと、抽出の、裏側にくじの手順ということがあるのですけれども、このシステムによりましてまずくじの実施の日時をこちらから指定しますと、ランダムな乱数表といいたししょうか、それが取得できる形になります。それに基づきまして、今度は選挙人名簿の住基のほうから出していたいただいたデータをそれに入れますと、自動的にこの乱数表によって名簿の抽出がされる。要するに自動的にくじが行われて、そして名簿が作成されるという形になってまいります。58 名をそういった形で抽出をいたしまして、そしてデータとして送るという形の手続になるということでございます。

○清水正之委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 世帯のほうの確認といいたししますか、世帯のほうをどうとらえていくかというご質問がございました。確かに委員さんおっしゃるように、ただ世帯が幾つあると言ったって、その世帯がどういうものなのかというのを確かに確定、確認をしておく必要というのがあると思うのです。それで、例えば今ちょっと話の、休憩中にあったのですが、施設の入所の定員数というのが嵐山郷さんが 400、ユートピアが 80 とか、らんざん苑が 50 とか、鎌形のあれが 30 とか、グループホームが大体 40 人ぐらいではないかとかということになりますと、これだけで 600 ぐらいあるのです。どれだけあれが来ているかというのがわからないですけれども、そんなようなこととか、そのほか2世帯住宅というような形のものが、どれぐらい世帯を分離をしたご家庭があるのかというのがあるわけでした、行政が行っていく中でそういうものがどれくらいのものなのかというのを確認をしておく必要というのには確かにあると思います。そういうものを、ですから個人情報に関係もあつたり、いろいろありますので、そういうものがどこまで公表できるかということは別問題といたしまして、そういうものはやっぱりこれから調べておく、調べられる範囲で入れておく、そういう数字を確認をしておくというのは必要であろうというふうに思っております。ですので、行政の中にそういうものをしっかり入れながら、予算化の中でも取り込んでいかなければいけない。委員さんおっしゃるとおりだと思いますので、そのような方向をとっていきたいということでありま

○清水正之委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時35分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 1点お伺いしたいのですが、108 ページ、9ページですが、19 節保養所利用補助金ということで30 万されておりますが、説明では町単独でこれは今年度も組みますよということでございますが、これの積算の、後期高齢者医療制度の発足の中でこれについては残していくということで、姿勢的には結構だというふうに思っています。ただ、この積算の根拠がどういう根拠なのか、単なる前年並みなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

国民健康保険のほうで75 歳以上の方拾いまして、100 人ぐらいということで、100 人の方の3,000 円です。だから2泊泊まった方の場合は2人と数えておりますので、人数的にはもっと少ないかなと。老人会であるとか、2泊行っている方も2泊と数えています。国保と同じ扱いで2泊まで補助という形になります。

○清水正之委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 122 条勧告で12 月から1月の関係で出ているのが133 人、39 万9,000 円という、これは実績なのです。それとの兼ね合いというか、20 年度はこれくらいで頭打ちにするのか、その辺はどういうお考えなのか、お伺いします。

と同時に、今保養所として町が対象としているところがどのくらいあるのか、わかりましたら、新たにふえたところがあるのかどうか。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 国民健康保険の方と別にこれは後期でしておりますので。人数的にはここ1年間を数えていまして、一応100 人という形になります。

それと、施設の場合は国民健康保険の施設と同じ扱いになりますので、300 施設ぐらいあります。ふえたり、また廃止したりという施設が、毎年入れかえがありますので、300 ぐらいの数字は登録してございます。

○清水正之委員長 ほかに。

松本美子委員。

○松本美子委員 何点か質問させていただきます。

29 ページ、すみません、お願いしたいと思いますけれども、手数料の関係で、戸籍の関係の手数料あるいは住民基本台帳手数料ということで予算が組んでありますけれども、この戸籍の手数料に関しましては、8 業種の方たちもここでもとるわけですね。そうしまして、これをどの程度ぐらい個人でとると、専門のそういう方たちがとるのでは見込んで積算しているのか、お尋ねします。

それともう一点、すみませんけれども、51 ページなのですが、交通災害の関係になるのですけれども、これは世帯でということで、今ちょうど各家庭のほうへも回ってきているかなというふうに思っていますけれども、加入率の関係がどんなふうなのか、お尋ねしたいと思っています。

以上です。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 最初の 29 ページの手数料関係でございますが、こちらのほうの分けですか、業種と個人という分けが特にとらえてございますので、よろしくご理解のほどをいただきたいと思います。

それから、51 ページの交通災害の関係でございますが、昨日の区長会ですか、こちらのほうを通じまして町内をお願いしたわけでございますが、年々率的には下がってきてしまっております。しかし、支払う保険料の額に対しては補償ですか、そちらのほうの申請も楽ですし、町内の皆さんに活用していただいたほうが有利かなということで、嵐山町は継続させていただいております。こちらのほうの件数が、昔ですか、相当な件数がありました。4,000 件程度の規模となっております。40 円の手数料がこういう多額で来年度計上させていただいているような状況でございます。町に落ちる手数料ということでご理解ください。

○清水正之委員長 松本美子委員。

○松本美子委員 それぞれの戸籍の関係になるのですけれども、今年度もやはり戸籍を悪用されて、やはりとられて、それが売買というような形になりましたね。それで非常に困ると、大変な思いをしているということになって、この嵐山町にもそういうことが起きたわけです。それであえてここで聞いているのですけれども、これは、あえては、では先ほどの答弁のとおり個人か、そういった専門の方がとっているかというのは、分けてはいないということですね、お答えによりますと。では、これからもそれは不正にとられないようには、かなりガードかたくしてもらってはいると思いますけれども、分けていないのでは聞きようがないのですけれども、少しその辺聞かせてもらえたらよかったなと思ったのです。

次の交通災害の 4,000 件ぐらいよということでしたけれども、これはその手数料が入っているということなののですが、今までということですよ。今回の、今年度の予算でこれだけ入るということですか。その件数が 4,000 件あるということではないのですか。その辺を少し、もう一度すみませんがお願いします。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 交通災害の関係でございますが、16 万 2,000 円で

すか、こちらにつきましては今年度この程度の見込みになるだろうということで計上させていただいてございます。こちらのほうですか、4,052人、細かい数字、推計数字はなっております。その40円分ということで20年度ですか、計算させていただいたということでございます。

○清水正之委員長 積算の根拠を言ってみてくれますか。

○馬場章夫町民課長 4,052人ですか、それ掛ける町に来ます手数料40円ということで計上させていただいたところです。

○清水正之委員長 鳥塚戸籍・住民担当副課長。

○鳥塚富江町民課戸籍・住民担当副課長 お答えいたします。

戸籍の不正請求にございましては、かつてそういったことが嵐山町でもあったわけですが、手数料の積算に当たりましては、料金が違うとか、そういったことではございませんので、実績に基づいて計算させていただきました。それから、現在窓口で本人確認、これを一般の方も、請求用紙をもって請求いただく8業種の方についても、窓口でのおいでいただいた方に本人様確認、免許証であったり、お持ちでない方は保険証であったり、いずれかの形で本人確認をさせていただきます。本来でしたら8業種の方についてはそういったことが免除されるという意味で統一請求用紙、使っていただいていたわけなのですが、幾つかのこういった不正請求が起きている関係で、一般の方とあわせてそういった本人確認を重視してやっております。郵便請求についても本人確認、資格証の確認ですとか、あるいは登録が実際にしてあるかどうかの確認を日々確認させていただいてございます。

○清水正之委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 質疑はないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康福祉課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 まず、95ページで障害者福祉計画を策定することになって、そして107ページで第4期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これをつくることになりまして、さらに111ページで次世代育成支援地域行

動計画、大変だろうなと思うのですが、単に計画するのだから簡単ですよということなのか。それだとやっぱりまずいので、嵐山町の状況というものがきちんとここに反映できるのだろうか。3つもあってできるのかどうかというのを、そこをちょっと伺いたいというふうに思います。

それから、ちょっとこれは確認なのですが、113 ページの、これは前からも載っていますが、中ほどに人権保育負担金というのがあるのですけれども、これはどういう中身なのか、伺いたいと思います。

それと、116 ページの生活習慣病予防事業、これが 71 万円も下がってしまったというのは、これだけ見る人がいなくなったということで見ているのでしょうか、健康になってきているということで、これは下がってきているのか、伺いたい。

それと118、119 ページで、予防接種事業では 600 万円もふえているわけです。これは何か対象がふやすことになったのか、伺いたいと思います。

基本健診は、今度は特定健診になったから、だから大きく下がったのだと思うのですが、そういうことで、ただ生活保護の方だけ受けていただきますよと、これで受けていただきますよということなのでしょうか。ちょっと確認の意味でお願いします。

それとがん検診なのですが、若干これふえているわけです。昨年と比較して人数はふやしているのか。前は人数が書いてあったのです。胃がん何人、肺がん何人ということで。最近はそこまで親切になっていないので、できれば伺いたいと思います。

それと、費用の変更があるのか、ふえているのか、減っているのか、そういうことも伺いたいと思います。

それと、その下の予防接種事業、これが廃止になるわけです。寝たきり者歯科事業、これがありましたけれども、この事業というのはもうなくなってしまったということなのですか。どこかでやってあるのでしょうか。ちょっと。予算書かわりましたので、見つけれなかったのですが。ほかであればいいのですが、もしなくなった場合、予防がどうしてなくなったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

ご指摘いただきましたように 95 ページには障害福祉計画策定業務の関係がございます。そして、107 ページには第4期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これが予定しております。そして、111 ページには次世

代育成の、これは後期計画になりますが、平成 22 年から 26 年までの5年間、この計画を立てることになっております。そういったような形で 20 年度につきましては、私どものほうの課ではこういった計画を立てなければいけないということで、気持ちを新たに頑張っていこうということで今考えているところでございまして、この計画は私どものできる範囲で適切な計画ができるように精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えております。

一部、ここに載せていただきましたように委託をさせていただきまして、最低限の委託ということを考えておりますけれども、現状把握でありますとか、各種推計作業、これにつきましては委託をさせていただきたいというような予算でございます。よろしくお願いいたします。

113 ページでございしますが、人権保育負担金の関係でございしますが、これは研修会への負担金でございまして、資料代でございます。町内の保育園の保育士の方に参加をしていただいて、町の担当者も参加しておりますが、その負担金が2回分、資料代でございます。

それから、116 ページでございしますが、生活習慣病の予防事業ということで 71 万 4,000 円ほど減額になっております。これにつきましては、昨年までは基本健康診査、この終わった後の保健指導を実施しておりました。この関係で国保の特定健診が始まり、特定保健指導ということで、そちらのほうで実施するということでございまして、20 年度に私どものほうで予定しております予算は、特定健診ではなく、特定健診の後の結果でメタボリックシンドロームの指導以外で要指導、要支援、要医療ですか、そういった方を対象にする保健指導、それを考えているところでございます。

それから、がん検診につきましては、大塚副課長のほうからお答えいたします。

119 ページの予防接種事業の 628 万 8,000 円の増額の関係でございしますが、この関係につきましては平成 19 年の実績に基づく増額でございまして、医師の委託料、これで 530 万円ほど増額をいたしました。それから、医薬材料費として 96 万ほどの増額、この2つでございまして、予防接種を受けていただいた方が 19 年度多かったということもございまして、当初の見積もりが少し甘かったということもございしますが、そういった関係でこの増額をさせていただくものでございます。

それから、基本健康診査の減額の関係ですが、ご指摘いただきましたように基本健康診査の関係が保険者が行う特定健診に移行されました。この関係の減額でございまして、ここに残っておりますのは、お話がありましたように生活保護者の関係の健診分、そしてそのほかに肝炎ウイルスの検診、肝炎ウイルスの検診につきましては続けて実施するというところでございまして

て、肝炎ウイルスの検診の費用、これがここに計上してございます。

それから、予防接種の関係でふえている関係で風疹、麻疹の関係の費用、これが増加しております。

それから、予防諸事業の寝たきり歯科の関係でございますけれども、寝たきり歯科につきましては、これはなくなったということでございまして、保健衛生総務諸事業の中に寝たきり歯科の比企保健医療圏寝たきり者歯科事業負担金ということで38万4,000円ほど費用をとっておりまして、115ページです。115ページの一番下。

がん検診については大塚副課長の方からお答えさせていただきます。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 それでは、がん検診について、平成19年度ということで申し上げます。

胃がん検診が平成20年度145人、平成19年度が120人、人数で25人増になっております。金額で9万9,760円。肺がんの喀たんが20年が70人、19年が60人、10人増員で3万7,500円となっております。それから、結核ですね。平成20年が19人、それから平成19年が18人、1人ほど増になっております。それから、大腸がんが20年が175人、平成19年が150人、人数で25人ほど減員となっております。金額で4万4,625円。乳がんのマンモグラフィーが、20年が150人、19年が95人で、55人ほど増になっております。金額で35万7,775円の増です。乳がんのエコ、20年が90名、19年が80人、10人の増、金額で5万4,600円の増です。子宮がんが20年が140人、19年が100人、人数で40人の増、金額で14万7,000円の増になっております。骨密度検査、平成20年が140人、平成19年が105人で35人の増、金額で7万3,500円の増です。それから、容器代ということで平成20年3,780円、19年度ゼロということで、3,780円の増になります。

それから、がん検診の個別検診のほうで子宮がんの頸部ということで、平成20年が120人、平成19年が120人ということで人数増減なしで、金額もゼロです。子宮がんの頸体部ということで、平成20年が120名、平成19年が100人で20人の増、15万4,280円の増になっております。乳がんのマンモグラフィーが平成20年が55人、平成19年が50人、5人の増で3万2,400円の増。それから、乳がんのエコ、平成20年が60人、平成19年が80人、20人の減ということで10万7,000円の減です。前立腺がん、平成20年が220人、平成19年が200人、20人の増、6万8,000円の増。

合計しますと20年と19年では111万100円ほど増額というふうな計

算になっております。

以上です。

○清水正之委員長 個人負担はどうです。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 個人負担については、平成19年度、20年度変更ありません。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 まず、各計画策定なのですが、できるだけ、できるだけというか、町の状況を把握してやっていただきたいというふうに思います。執行部のほうにはそれだけの体制ができるようにやっていっていただきたいということで、これは要望で結構です。

それで、117ページの人権保育負担金、これどこで研修をしているのですか。どんな人が、団体がしているのか、伺いたいと思います。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

人権保育の関係でございますけれども、場所的には全県下で行っておりまして、去年は川越管内で1回実施をいたしまして、そのほかに全県下で1回というようなことで2回実施をされておりまして、来年度も予定をされているということでございます。参加する方につきましては、先ほど申し上げましたようにうちのほうの担当職員と管内の保育所、町内の保育所の保育士に参加してもらっております。実施の団体でございますけれども、埼玉県の人権保育協議会というところが主催をしております。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 この人権保育の関係なのですが、ちょっと中身、私も聞いていないから答えていないので、そこまで答えてもらえるとよかったのです。どんな中身をやっているのか。いわゆる同和の関係と似た中身でやっていることなのか。そのもとでこういう資料を出しているのか。その点ちょっと伺いたいと思います。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

この研修会につきましては、人権問題というのは幅広いわけございまして、その中には当然同和問題も含まれる、それからいろんな、虐待のことも含まれてまいりましょうし、いろんな人権すべてに関してこの研修会が行われているということでございます。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 ランダムになりますけれども、まず科目設定が非常に多いので、それに合わせて105ページに居宅介護支援サービス計画委託料というのがあるのですけれども、これに基づいて科目設定のいろいろな、例えば高齢者サービス総合調整事業とか、ホームヘルプサービス、101ページ、102ページ、104ページには介護保険利用者負担金とか、いろいろ科目設定のものが出てくるのです。それに合わせて居宅介護支援サービス計画が起きた段階でそれが出てくるのか、どうなのかというのがちょっと、私も見ていてわからないのですが。そして、23ページには軽度生活支援事業というのがあるのです。それは負担金なのです。老人デイサービス事務費負担金、これもどのくらいの間隔で、たぶんこれは所得に応じてそのサービスの負担金が出てくると思うのですけれども、それに合わせて居宅介護支援サービス計画が行われて、そこに負担金が出て、そしてそのほかの部分の、今まで科目設定だけで出されているような費用が出てくるのかなというふうな感じで見ていたのですけれども、その関連というのは、居宅介護支援サービス計画委託によってさまざまなものが出てくると思うのです。それをどういうふうに反映されていくのか現状ではわからないので、それを伺いたいと思います。

それと、ひとり親家庭の医療費は110ページですよね。今ひとり親家庭が非常にふえていると思うのですが、母子家庭、父子家庭、そのほか生活保護世帯はまた違ってくると思うのですけれども、どの程度の数でこれを算出されているのか伺いたいと思います。

119ページですけれども、妊婦健康診査事業で、これは健診事業を今までの2回から5回にふやしたということですから、赤ちゃんの出生率というのですか、それは下がってきています、嵐山では。どの程度の出生率というか、おめでたの数があるというふうに見られて、この数が出てきているのか伺いたいと思います。それは現状よりも少ないものなのか、多いものなのか、これでは把握できないので、それを伺いたいと思います。

すみません。ランダムになって申しわけないのですけれども、新規に、113ページに家庭保育室運営費補助金というのが出てきていますけれども、これは嵐山町町内に新たに家庭保育室ができるのか、それとも他の市町村の家庭保育室に補助金を出していくのか、その点を伺いたいと思います。

それと、113ページです。同じく下です。災害救助事業も一応これは昨年度も出ているわけですから、これも科目設定になっているわけですから、その科目設定の災害救助事業というのは、どの範囲の災害救助を見込んでいるのか伺いたいと思います。これは火事の場合は災害見舞金支給事業というのがここで出ているのですけれども、ほかの部分に関してはど

のようなものを災害救助というのか、改めて伺いたいと思います。

それと118ページの予防接種事業ですけれども、新たに麻疹と風疹が加わったということです。予防接種事業でインフルエンザの経費というのはどの程度計算されているのか。そして、薬剤と医師との委託費の関係はどのように考えられていて、嵐山町の補助金額よりも薬剤のほうがうんと安いんですよね、金額的には。その部分は改善されているのかどうか伺いたいと思います。

もう一つあります。117ページなのですが、在宅当番医事業運営費負担金というのがかなり減額になっているのですけれども、これは理由としてはどのような理由があるのか伺いたいと思います。

すみません。ランダムになってしまって。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

たくさんご質問いただきましたので、漏れていたら後でご指摘をいただければと思いますが、初めに歳入の23ページ、ごらんいただきたいと思いますが、この中で下から4行目ですか、老人デイサービス事業事務費等負担金、これにつきましてはこの備考欄にございますように介護保険で非該当となった高齢者がデイサービスを利用した場合に、世帯の所得に応じて徴収する負担金ということでございまして、この20万2,000円につきましては、負担が650円という形で積算しまして、この方が6人で52週分ということで組ませていただいたものでございます。委託先につきましては嵐山病院とからんざん苑とか、そういったところを予定しております。

その次に105ページの関係の13節の委託料、その中に居宅介護支援サービス計画委託料があるわけですが、これは要支援の方のケアプラン作成委託ということで組んでいるものでございまして.....

○清水正之委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時32分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渋谷登美子委員の質疑に対して答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

科目設定をしております101ページ、102ページ、103ページのお話でございすけれども、これは仮に利用者があった場合にここのところに対応させていただくものでございまして、そういう科目設定でございす。

それから、111 ページ、ひとり親の関係の医療の関係でございます。実績に基づきまして今年度、平成 20 年度は 60 万円ほど減額をしております。

母子、父子の関係でございますけれども、母子家庭が 122 人、そして児童が 179 人、父子家庭が 5 世帯で児童が 6 人、合計いたしますと、保護者の方が 127 人、そして児童が 185 人でございます。

それから、119 ページ、妊婦健診の関係で平成 20 年度は 2 回から 5 回へ回数を増加いたしました。

出生率の話がありましたけれども、平成 18 年度の出生率でございますが、一番新しいのが平成 18 年度ということでございまして、嵐山町は 1.20 でございます。埼玉県は 1.24、全国は 1.32 という数字が出ております。上がっているのです。多少ですが上がっております。

あと人数の関係ですけれども、来年度は 140 人、人数を見ております。

家庭保育室の関係の 113 ページ、新たに家庭保育室の.....

○清水正之委員長 課長、少し休んで。

山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 それでは、家庭保育室の関係についてご説明させていただきます。

家庭保育室につきましては、今年度新たに事業ができたということではございませんで、ずっと続いているわけなのですけれども、昨年度につきましては保育所実施委託料の中に予算計上がされていたというものでございます。こちらについては町内に課長がいたということでございますけれども、町外の 4 つの家庭保育室で予定をさせていただいているものでございます。

それから、災害救助費の災害救助事業の関係でございますけれども、これにつきましては、火災等の見舞金につきましては、災害の場合に支給事業ということでございますけれども、こちらにつきましては地震等とか、大規模な災害が起きた場合に、例えば家とかが倒壊してしまったとか、そういう場合に機械を借り上げてそういう後始末をしたり、被災者が安定した生活ができるような形で、災害が実際に起きた場合に組ませてもらうための一応科目設定をさせていただいているというものでございます。

以上です。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 予防接種の医師委託料についてご説明いたします。

予防接種の医師委託料につきましては、中学 1 年生世代の第 3 期、それから高校 3 年生世代の第 4 期ということで、平成 20 年度から 5 年間風疹、麻疹の定期の予防接種が実施されます。これに伴いまして中学 1 年生世代、

高校3年生世代ということで330人分、381万1,500円、これが新規に計上されております。

それから、高齢者インフルエンザの医師委託料なのですが、平成19年度が1,400人で計上いたしました。平成20年度1,800人で計上いたしまして、400人増ということで、152万円ほど増額になっております。この風疹、麻疹の3期、4期、それから高齢者インフルエンザの増額で533万1,500円ほど増額になっております。主な増額分はこの2点でございます。

それから、高齢者インフルエンザの関係なのですが、医師委託料は比企医師管内統一ということで4,800円でございます。そのうち1,000円を自己負担していただいております。薬剤費に係る部分ということなのですが、薬剤費はどのくらいかかるかということなのですが、この部分についてはちょっと今把握しておりません。

それから、在宅当番医制の関係なのですが、在宅当番医制につきましては、負担金を比企医師会へ委託利用という形でまとめて納めておりました。その金額が424万7,000円でございます。この分が委託料のところで減額になっております。それから、20年度につきましては嵐山祭りの負担金ということで34万4,000円町が負担することになっております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 施政方針ですと、高齢者のひとり暮らしとか、そういったものを支援する体制をつくっていくという形で出ています。それがここにどのような形で反映されているのかというのはいまよく見えてこないのです。それで科目設定かなと思ったのと、もう一つあれなのですが、23ページに軽度生活援助事業負担金が25万9,000円という形で出ています。これなどもそういった形に、介護保険で非該当になった人の部分ですよ。そういった部分への支援というのは具体的な形で予算のほうに出てきていないのか。ホームヘルプの形では出てきていると思うのですが、その部分がどのような形で予算費に反映されているのかというのがよくわからないので、それで105ページの部分から来ているのかなと思ったのですが、どうもそうではないという感じなので、どこに反映されているのか伺いたいと思います。

それともう一つ、予防接種事業なのですが、インフルエンザの1人当たり1回の4,800円というのは、医療費としてはすごく、医師にとってはいい金額ですよ。それに対して何回か、これはちょっと問題あるのではないかという指摘はしているのですが、それについて比企医師会とか、そういったところでの話し合いというのはなされてなく、今現在もその形で

ているということですよ。伺います。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

インフルエンザのことについては大塚副課長のほうから答えていただきます。

高齢者のひとり暮らしへの支援はどこに反映されているのかというご質問でございますが、このひとり暮らしの方の支援につきましては、介護保険のほうの地域包括支援センターのほうの.....

○清水正之委員長 戸野倉高齢福祉担当主査。

○戸野倉弘美健康福祉課高齢福祉担当主査 高齢者のひとり暮らしの支援の関係でございますが、介護保険の特別会計のほうで地域支援事業というのがございまして、その中で高齢者の見守り事業というのをを行う予定です。

以上です。

○清水正之委員長 課長のほうは、ちょっと体調悪そうですので、全部副課長と主査の方で答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、お願いします。

大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 高齢者インフルエンザの医師委託料の単価についてなのですけれども、先ほど 4,800 円というお話ししたのですけれども、比企管内で特に 4,800 円の単価について具体的な話し合いということはされておられません。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 インフルエンザのことは、新聞等でも問題になったことがあると思うのです。インフルエンザの金額が余りに医師会が高く設け過ぎているということは、公取委関係でも問題になっていたと思うのです。比企医師会との話し合いというのは、何回かやっているのかなと。ぜひ今回もやっていただきたいと思うのですけれども、多分薬剤費はそれほど高くないはずです。いかがでしょうか。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 単価についてちょっと高いのではない、いろいろ公取委でも問題になっているというふうなお話ありましたので、また機会をとらえて、そういう話し合いの場があれば、議題に上げていきたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

松本美子委員。

○松本美子委員 では、何点か質問させていただきます。

ページでいきますと 25 ページなのですけれども、やはり使用料と利用料と出ているわけですが、活き活きふれあいプラザのなごみ、やすらぎの関係ですけれども、この使用料の、なごみ、やすらぎの金額が3万円ですか、それと利用の関係については、先ほど触れた5万ほどありますけれども、どちらがどういうふうに多く積算してあるのか。その下のカラオケの関係もつながってきますけれども、どちらがどういうふうに、やすらぎ、なごみでは使用しているのか、利用しているのかということです。

それと、利用の関係になりますと、年間券が 65 件見積もってあるようですが、1日券としては 3,700 件ほどですが、これは町内、町外では1日券となると金額が違ってくると思います。それと、これはちょっと私もよくかわらないというか、勉強不足ですが、1年券についての町内と町外の、1万 2,000 円ほどというふうには伺っていますけれども、町内と町外は1年券は金額が違うのかどうなのかということをお尋ねして、お願いします。どこをどんなふうに比較をして、前年度のベースというふうなことかなと思いますけれども、積算の関係を教えていただければと思いますので、お願いいたします。

それからですけれども、99 ページになると思うのですが、難病の患者の支援は、これは同額ですので、よいことかなというふうに、ある面では予算ですからいいと思っていますけれども、増額したのについては理由というようなものがあると思いますけれども、これは難病患者そのものがふえたためなのか、あるいは支援の関係が変わったのか、あるいは見舞金が変更になったのか、お尋ねします。

次に、103 ページになりますけれども、老人クラブの助成金等があります。減額については 1,000 円ほどですからさほどでないのですけれども、これは町内で団体の数があると思いますが、その辺の数の問題、あるいは1人に対して幾らの補助金を出しているのか伺います。

もう一点すみませんが、111 ページになりますけれども、学童保育室の 20 万の減額というふうに上げてありますけれども、この理由は児童数の減なのか、あるいはどういうふうな形で、委託の関係なのか、どういうふうなのかお尋ねさせていただきます。減額の理由です。

それと、117 ページになりますけれども、委託料の関係で健康づくり事業ということでトレーニングルームの指導員、運営の指導にかかわる委員さんの委託ということですけれども、これはやすらぎの関係なのか、あるいはほかなのか。それと内容的には男子、女子の関係でいきますと、どういうふうな割り振りで行っているのかお尋ねします。

以上です。

○清水正之委員長 戸野倉高齢福祉担当主査。

○戸野倉弘美健康福祉課高齢福祉担当主査 まず、なごみ、やすらぎの利用料の金額から申し上げます。1回券といいまして、1日入館される方の額でございますが、なごみ、やすらぎとも1日 200 円でございます。これあくまで町内の金です。半年券の場合には、なごみは 6,000 円、やすらぎが 8,000 円、1年券がなごみが1万円、やすらぎが1万 2,000 円です。町外の方につきましては倍の金額をいただいております。

活き活きふれあいプラザの使用料の積算の関係です。まず、使用料といまして3万円計上してございますが、これにつきましては主になごみのほうの部屋の貸し出しでございます、月5回の 12 カ月ということで3万円計上させていただいております。次の活き活きふれあいプラザ利用料でございます。これにつきましては入館されるときのものでございますが、まずなごみのほうには1年券を 20 人で 20 万円、それと1日券といまして、1カ月 10 枚の 12 カ月ということで2万 4,000 円です。あとやすらぎに関しましては、1年券が 40 枚、町外の1年券が5枚、2万 4,000 円掛ける5枚で 12 万円、町内の1日券、200 円の 250 枚の 12 カ月分ということで 60 万円、町外の1日券、400 円の 50 枚の 12 カ月ということで 24 万円計上してあります。あと、カラオケ使用料の 144 万円の内訳でございますが、なごみにつきましては1カ月 700 曲と見させていただきまして、その 12 カ月で 84 万円、安らぎにつきましては1月当たり 500 曲の 12 カ月ということで 60 万円計上させていただいております。

あと、103 ページの老人クラブの助成事業でございますが、まず老人クラブのクラブ数でございますが、22 クラブでございます。町からの補助金は、まず基本額といまして、老人クラブに加入されているその人数によってまず基本額がありまして、49 人までのクラブに対しましては3万 8,000 円、50 人から 99 人までが4万 3,000 円、100 人以上になりますと4万 8,000 円という基本額がございます、それに会員数掛ける 300 円というのをプラスして補助させていただいております。

昨年度の補助の関係につきましては 22 クラブで、会員数が 1,077 人でした。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 私のほうから2点ばかりお答えをさせていただきます。

まず、99 ページの難病患者の見舞金の関係でございます。5万円ほど増額しているけれども、理由は何かということでございますけれども、これに

つきましては毎年の実績等も見込みながら計上のほうをさせていただいて
いるところなのですけれども、昨年度につきましては当初予算で45人という
ことで計上させていただきました。今年につきましては50人ということで、1
人当たり年額1万円ということでございますので、5万円の増額をさせていた
だいたというものでございます。

それから、110ページの学童保育室の90万円の減額の理由ということ
でございますけれども、これにつきましては昨年度菅谷小学校の学童保育
室、そちらのほうのトイレ改修の工事のほうが予算が100数万円当たって
いまして、それが今年はないものですから減額分、それから障害児加算が1
人当たり95万円ぐらいつくわけなのですけれども、その人数的にしまして、
去年は3人で、今年は2人ということで見てくださいので、それで減という
ことで、あと養護学校の補助金の増額がありますので、それを合わせた額
でプラス・マイナスで90万円の減額となっておりますのでございます。

以上です。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 私のほうからトレーニングル
ームの運営指導委託料について申し上げます。

こちらはやすらぎのほうのトレーニングルームのほうの指導でありまして、
年間196日分ということで、306万2,000円計上させていただいております。
それから、指導に当たるインストラクターのほうは1日1人で対応してお
ります。

以上です。

○清水正之委員長 松本美子委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきます。

なごみとやすらぎの利用と使用料の関係ですけれども、年間券とかは8
カ月ぐらい前から始めたわけですけれども、今年度は年間券が40人でした
か。私が聞き間違えていたら申しわけないですけれども、予定をしていると
いうようなことだったと。それから、なごみのほうでは20人というように
だったのかなというふうに思っているのですけれども、確認で申しわけないで
すけれども。

それから、町外の方になりますと倍ということですが、現時点では
それを利用している方がいるから20年度の予算で計上してきたのかなと。
実績でやっているのかなというふうにも思うのですが、どうなのでしょう。

それと、難病の関係なのですけれども、50人を見込んでいるということ
ですが、これには車の送迎は入らないのでしょうか。ちょっとお尋ねさせてい
たきます。日常生活のいろいろなものについてはあるということですが、送

迎をしていただきたいなという話も、結構難病の認定をしてもらっている人たちは、足が困るというような話も出ているものですから、それが少し教えてもらえればと思って質問させてもらっています。それは無理なのかどうなのか。

それと、これもいろいろな部分で人権にかかわってくるから当人のほうから申し出て、保健所の関係になってくるのだと思うのですけれども、町のほうではこういう制度がありますよというようなことを、広報なりなんなりで出していくということもあるのでしょうか。個人申請ですからあれですか、そういった町のほうからの呼びかけみたいなのはないのですか。そういうことで町のほうからの働きかけのようなものは、広報か何か、そういうもので通じているのか、何か、お尋ねをもう一度させてもらいます。

それから、老人クラブの関係ですけれども、人数的には1,077人ですか。基本額については49人以上の対応で3万8,000円ですか、負担をしているということですが、それに会員数というようなことがアルファーになってくるということですが、現実的にはこれからも老人に関係する方たちはふえてきますけれども、この団体に入ってくる方は、この22の団体の中では減っているのでしょうか、ふえているのでしょうか。それによつての積算で言っていると思うのですけれども、お尋ねします。

あと、トレーニングルームの、117ページなのですが、196日分で1日1人ということで曜日を決めてやっているというお話のようですが、インストラクターさんは女性の方もいらっしゃるのですよね。質問させていただきます。この男女の196日のうち男性と女性とではどのくらいの比率なのか。

以上です。

○清水正之委員長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分とします。

休 憩 午後 零時03分

再 開 午後 1時29分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子委員の質問に対して答弁を求めます。

戸野倉高齢福祉担当主査。

○戸野倉弘美健康福祉課高齢福祉担当主査 それでは、なごみ、やすらぎの1日券の平成20年度の積算の枚数の確認でございますが、なごみにつきまして20枚、やすらぎにつきましては40枚でございます。平成19年の10月から1年券と半年券とまた販売を開始したわけでございますが、10月から1月末までの実績で申し上げまして、なごみにおきましては町内の1年券が17枚、やすらぎのほうは、町内の1年券が34枚、町外の1年券が2枚、

町内の半年券が2枚でございます。

続きまして、老人クラブの加入者の状況でございますが、平成16年におきましては団体数が22クラブありました。それで会員数が1,173人です。平成17年には1クラブ減りまして21クラブで1,079人、平成18年が21クラブで1,063人、平成19年度は1クラブふえました。22クラブで1,077人です。この3年間ぐらいについてはほぼ横ばいということです。

以上です。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 それでは、難病患者の見舞金の関係につきましてご説明させていただきます。

この見舞金の中に車の送迎は入るのかというようなご質問だったかと思うのですが、この見舞金につきましては一応在宅の難病患者の経済的、精神的負担の軽減を図るということを目的として出されているものでございますので、難病患者の方が移動手段としてそういうものを使ったときの一部にはなっているのかなということでございますが、身体障害者の方につきましては直接的に、例えば生活サポート事業ですとか、福祉タクシーの利用の助成等が、直接的な助成というものがあるわけですが、難病患者の方については特にそういったものがございません。ただ、今福祉有償運送という事業が始まっておりまして、その中で保健所のほうで難病患者の認定を受けた方につきましては一応利用ができるということでございますので、一般にタクシーを使うよりこちらを使っていたほうが安く利用ができるということでございます。

それから、町のほうで広報等をしているのかということでございますけれども、町の広報紙のほうに年最低1回は広報のほうをしております。

それから、保健所のほうで1年ごとに難病患者の方、更新といいたしましうか、しているわけなのですけれども、そのときに保健所のほうでもこちらの見舞金の制度についてご説明のほうをしていただいているという状況でございます。

以上です。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 私のほうからはやすらぎトレーニングルームの指導員の男性、女性の比率ということでお答えいたします。

平成20年の1月の状況なのですけれども、17日間ありまして、延べで男性が7日間、女性が10日間ということで、比率ということでは男性、女性ということで7対10というような形になると思います。

それから、実際の男性、女性のインストラクターの比率なのですけれども、

女性の方が4人で当たっております。それから、男性の方が3人で当たっております。その他の月につきましてもほぼ同様の現況で運営されているかと思ひます。

以上です。

○清水正之委員長 松本美子委員。

○松本美子委員 それでは、1点になるかと思うのですけれども、やすらぎのトレーニングルームの指導に当たってしまして、今お答えいただきましたけれども、そうしますと何年か続いているわけですが、あそこではカルテ、データというのでしょうか、そういうものをとっているかなと思ひて、それに基づいての指導を行っていると思うのですけれども、それによって、データの結果がどのようなものが出たか、あるいはその後データが出たとすれば1年間で1回出しているのか、2回出しているのか、その辺をお尋ねすると、データに基づいての指導はどんなふうに行っているのか。その1点、お尋ねします。

○清水正之委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 やすらぎのトレーニングルームのご利用につきましては、一応3カ月間をワンクールということで指導をいたしております、3カ月たちましたらば、3カ月間でどんな効果があったかということで、一応効果測定ということもやっておるのですけれども、実際のところは継続してトレーニングルームを使用されている方につきましても、なかなか効果測定をやっていただけていないというのが現状でありまして、具体的に続けてやったからここが伸びたというようなデータが今ないというのが状況でございます。

○清水正之委員長 ほかに。

青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 112 ページなのですけれども、保育所保育事業がありまして、こちらのまず本年度の財源内訳が、その他のところで分担金及び負担金、これが6,760万5,000円、一般財源が9,398万8,000円ですか、なっています。これは去年の予算書で見ても一般財源が約1,300万ほど、それからその他のほうは約2,000万ほど減額になっているわけですが、この分担金がかかなり減っているのは、負担する部分が減ってくるお父さん、お母さんがいらっしゃると思ひますが、その辺のところはどういうふうな積算になっているかということと、それから委託料の中で保育所保育実施委託料2億4,437万4,000円、それから19番の特別保育対策等促進事業費補助金3,446万1,000円、これが嵐山町の町外の保育所等にも出ているものなのかどうか、お尋ねします。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 申しわけございません。委託料関係のほうを先にご説明させていただきたいと思いますが、こちらについては町外の保育所分についてが含まれているのかということでございますけれども、一応管外のほう、16 保育園ほど含まれてございます。

ちょっと内容が少しあれなので、申しわけないですけれども、もう一回。

○清水正之委員長 保育所事業の歳出の部分だと思うのですけれども、県や国の補助金が含まれている部分がありますね。それが昨年度よりも少なくなっている理由は何ですかと。

○青柳賢治委員 最初申し上げたのは、分担金がありますよね。6,851 万 9,000 円。これが去年の予算書からいくと、その他のところが 8,831 万になっているわけです、去年の予算書。約 2,000 万違うわけです。そうすると、それは分担金というのは父兄の方の負担だから、そういう面が減額になって減るのだろうとは思われますが、その辺のところと。その分一般財源が 9,398 万 8,000 円になっています。これも 1,300 万ほどふえている。町の負担がふえたことになると思うのですけれども、その辺のところを積算されている部分が知りたいということ1つ。

以上です。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 すみませんでした。標記のほうはそういうふうになってございますが、実際の負担金としましては 6,743 万 6,000 円ということで、それほどの差はないというのが状況でございます。

○清水正之委員長 財源内訳のところをちょっと、比較してみてください。

山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 去年の 8,831 万円につきましては、その内訳を申し上げますと、負担としまして 6,743 万 6,000 円、それから保護者負担金といたしまして 1,000 万円、それから.....

〔「ちょっといいですか。政策経営の財政担当のほうから答えてよろしいでしょうか。その方がはっきりすると思います」と言う人あり〕

○清水正之委員長 それでは、岩澤政策経営担当副課長。

○岩澤浩子政策経営課政策経営担当副課長 この財源内訳につきましては、昨年度の予算書のほうでは 8,831 万というのがその他というふうになっておりますけれども、これは保育所費の全体のその他の合計でございます。

して、その中の内訳を申し上げますと、保護者負担金が 6,743 万 6,000 円、それから福祉基金からの繰り入れが 2,000 万円、それで合わせまして 8,831 万円というふうになっております。それと、すみません、失礼しました。もう一つ、諸費がございまして、保育所の敷地の使用料が 87 万 4,000 円ほど入っておりまして、合計で 8,831 万円ということで、今年、内訳が 6,764 万 5,000 円の保護者の負担金となっておりますけれども、去年の 6,743 万 6,000 円ということで余り変化はございません。その差につきましては 20 万 9,000 円ということでございます。一般財源につきましても同じようなことでございます。

以上です。

○清水正之委員長 青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、先ほどの委託料のほうの部分ですけれども、これ 16 カ所というぐらいということでしたね。それで、嵐山町の比と、それから町外の、7対3とか、6対4になっているというのは、そこまで把握できていますか。もしそれがあればお尋ねしておきたい。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 人数で申し上げます。総人数が 3,137 人の委託をお願いするわけですが、そのうちの町外の方につきましては 496 人でございます。2億 4,407 万 3,350 円が合計の額でございまして、そのうちの町外分といたしまして 3,595 万 8,760 円でございます。

○清水正之委員長 青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 その町外分というとならえ方としては、町外にある保育ということでもいいのですよね。今の 3,000 幾らの補助金が出ている箇所、16 カ所に対してということでもいいでしょう。それでよければ。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 委員さんのおっしゃるとおり、そういうふうに解釈していただいて結構です。

○清水正之委員長 ほかに。

吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 1点だけ伺います。

96、7ページなのですが、知的障害者地域ふれあい事業ですが、この内容を聞きたいのですが、お願いします。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 知的障害者地域ふれあい事業の関係でございしますが、これにつきましては嵐山郷内に福祉作

業所のステップというのがあるわけなのでございますが、ここに知的障害者の方が入所いたしまして作業訓練とか、創作活動を行っていただくというものでございまして、作業所では金属加工ですとか、家具ですとか、陶芸のようなことをやるというものでございます。

以上でございます。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 そうしますと、嵐山郷内で、これは嵐山町に本籍がある方だと思えるのですけれども、本籍あるのは何人ぐらいで、どのぐらいに設定してあるか。まだ嵐山町内においては七郷福祉作業所、またフレンズ等幾つもありますけれども、そのようなところはどのような扱い方をしているかお伺いします。

○清水正之委員長 山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 お答えします。

こちらの嵐山郷のふれあい事業に関しましては、一応20年度につきましては全体で8名の方を予定してございます。嵐山町の方が4名、小川町3名、深谷市等々ということで予定しているものでございます。

それから、本籍地の関係につきましてはちょっと把握してございませんので、申しわけございません。

それとあと、七郷作業所とフレンズ等の関係につきましては事業規模とまいましようか、それに基づいて随時入れていくということなので、特に住所がどこというような制限とかというのはございません。

以上でございます。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 そうしますと、嵐山町に本籍だと思えるのですけれども、その4名というのは。

○清水正之委員長 住民登録があるのと、住民登録があるけれども、本籍地は生まれたところに持っているという人もいるわけですね。本籍地というのは必ずしも嵐山になくてもいい……

質問の趣旨をもう一回よく言ってください。

○吉場道雄委員 すみませんでした。では、嵐山町に在住ではなく、嵐山町の本籍地を持っている人と、また住むというのは違うと思いますけれども、嵐山町に住民登録してある人が4人ということですね。あとほかの福祉作業所というのは補助金の関係はどういうふうになっているか、ちょっとお伺いします。

○清水正之委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 1時57分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉場道雄委員の質問に対して答弁を求めます。

山下社会福祉担当副課長。

○山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長 大変失礼しました。

この地域ふれあい事業というのはどういうものかということなのですが、これにつきましては嵐山郷に入所している方が使うものではなくて、嵐山郷のステップという福祉の作業所に各町村から通所している者ということでございまして、先ほど申しましたように、どういう人が入るかという、知的障害者の方が作業訓練ですとか、創作活動をするということで行っているというものでございまして、嵐山町に住所がある方が4人、それから小川町の方は3名、それから深谷市の方が1名ということで、来年度の予算については計上をさせていただいているものでございまして、その補助金につきましては一応2万6,000円でございまして、の12カ月分ということの計上をさせていただきました。8名分の12カ月の2万6,000円ということで計上させていただいたものでございまして、よろしくお願いいたします。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、健康福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時01分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 123 ページの合併の設置補助ですが、新年度は何基を予定しているのか、伺いたいと思います。

それから、ダイオキシンの調査がその下のほうに、一番下にありますが、2年ぶりですか、場所をどこでやろうとしているのか伺いたいと思います。

それから、その上の水質、騒音、悪臭の調査ですが、悪臭については例のところかなと思うのですが、ちょっとその場所を伺いたいのです。騒音もそうかなと思うのですが、場所を教えてください。

そして、水質についても市野川、槻川、都幾川をやるのかなと思うのです。その場所を教えていただくのと、122 条報告で基準値を上回って例えば大腸菌が発生したと、そういった場合の措置、それを何かやっていくのか、伺いたいと思います。

それから、ちょっと順番が逆になってしまって。ISOの関係が斜め上にありますが、同じページです。新年度も行うということでお考えになったわけです。126 万 2,000 円をかけるということです。昨年私、申し上げましたが、ISO、120 万円かけて、もう環境負荷の軽減をこれ以上できるものがあるのかというのが、私は疑問なのです。ある程度やり切ってきたのではないかと。いや、何、これがあるのだよというのがあればちょっと教えていただきたいのですが、まずその点伺いたいと思います。

それから、124、5の不法投棄の件ですが、そんなに大きく伸びてはいないのですが、やはりふえているわけです。このふえている問題を、なぜふえるのかということ、ここもやっぱり減らしていくこと、どうやったら減っていくのだろうかということを考えて実施していくことが大事だと思うのです。逆にふえてきておりますので、伺いたいと思います。

それから、その下に一部事務組合のじんかい処理の負担が 70 万からふえています。これはどういう理由なのか伺います。

それと、そのページの一番上のごみの減量化の問題なのですが、一番大きいのは印刷製本費、これはカレンダーですか。ちょっと中身を教えてほしいのですが。

小川地区ではごみを有料化しようということで今話し合っただけ、ただ、まとまらないのだということであります。やっぱりごみの減量化を町が十分にしないで、私に言わせてもらえば、十分な努力もしないで、ごみがふえているから有料化だというのは、ちょっとそれはおかしいのではないかなと思うのです。今回 20 万円減らすわけです。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 ダイオキシンの調査の件でございますけれども、どこを行うかということでございます。これにつきましては隔年でやらせていただくということで、19 年度はやらなかったわけなのですけれども、20 年度に実施するということで考えております。そして、この場所につきましては、18 年度実施いたしました役場の屋上で大気をやりたいと。それと、土壌について嵐山幼稚園でやってございまして、そこで実施していきたいということで考えております。できる限り同じところでやっていければというふうに考えています。

続きまして、臭気の調査の件でございますけれども、水質、騒音、悪臭の調査を考えているということは、生命不安の関係でこの場所を調査していきたいというふうに考えているわけでございます。

それと、水質の関係でございますけれども、これは昨年と同じ、19年度と同じで3河川でございまして、槻川、都幾川、市野川の2カ所ずつの計6カ所を年4回実施していきたいというふうに考えております。

それと、基準値を上回っていたときの措置というのですか、発生したときの措置をどういうふうに考えているかということでございますけれども、これにつきましてはあくまでも年ごとに調査をして、その経過を見て、川がどういうふうに変化しているかというところ、またそれに対してどういうふうな取り組みをしていくかということの調査でございまして、その辺の措置までは考えていないところでございます。

続きまして、ISOの関係です。ISOの関係でございますけれども、これにつきましては19年度やりまして、20年度が3年に1回の更新の時期に来ているわけなのですけれども、ここで更新するか、しないかということで協議もしました。要はこのISOの必要性でございますけれども、これにつきましては当初の導入目的でございますけれども、これにつきましては役場の事務事業における環境の負荷ですか、の低減、それと環境保全への積極的な貢献、それをもとにいたしまして、当然のことでございますけれども、地球環境の保全をみずから、役場自体がそれを実行することによって、町民や事業者に嵐山町としての姿勢を示すという意味を持ったものでございます。それで、これにつきましては昨年の12月には県のほうからある程度の通知ございまして、地球温暖化対策の推進に関する法律、その21条に基づきまして都道府県、また市町村の事務及び事業に関し温室ガスの排出の軽減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、要は実行計画というのですか、これを策定するということが義務づけられたということになります。この目標といたしましては、温室ガスの総排出量に関する目標値と達成期限を掲げるというものでございます。この対象範囲といたしましては、庁舎等におけるエネルギーの消費、それと廃棄物の処理事業だとか、上下水事業などといったところの事業から排出量が大きな役割を占めているということでございまして、こうした事務につきまして対象とするというものでございます。

特に庁舎等の使用電力等についての消費、二酸化炭素ですか、をはかるというものでございます。地方公共団体におきましてはグリーン購入に基づきました環境物品の調達だとか、推進を図るための方針を作成しなさいということでございます。

こういう計画を今町といたしましても立て始める準備をしているわけなのですけれども、それを実際に今度は運営していくというか、そうした場合にこのISOの取り組みが共通するものが出てくるわけなのですけれども、そう考えますと、このISOが要するに進めることによって、実際にその計画を実行していくという部分で大変有効的に働くのではないかとということもございまして、ISOを継続していこうかという部分もございます。

それとこのISOにつきましては、去年の審査のときに、要は役場の中だけではなくて、要するに外部にその取り組みというのですか、を展開しなさいよということでございまして、要はその事業を地域に発展させるような取り組みをしていったらどうかということでございます。そういう関係ございまして、継続するということになったわけでございます。

続きまして、不法投棄の件でございますけれども、減らすことを考えたらどうかということでございますよね。ここで積算させてもらっているのは、要は環境美化の清掃活動というのが年に2回やるわけなのですけれども、そのときの費用、それと役場の職員で月1回の、第3水曜日につきまして道路とか、公園だとか、そういう公共用地ですか、に不法投棄されたもののごみの処理を行って、衛生組合に持ち込めないごみの処分料ですか、そういうもの、それとまた放置車両だとか、そういうものの処理にかかわる費用をのせているわけなのです。それで、うちのほうとすれば、不法投棄をなるべく減らすには、要するにきれいにしていれば捨てに来ないということで、極力町の中をきれいにしていこうではないかということで、そういう月1回の清掃活動とか、そういうものを進めているわけでございます。そして、不法投棄があった場合には、ごみの中から特定できるようなものがあれば、警察といろいろ相談して、その辺の検挙だとか、そういうことで減らしていきたいというふうに考えているわけでございます。

一部事務組合のじんかい処理費の負担事業でふえているわけなのですけれども、このふえているものは、衛生組合のほうで実施いたします委託料と工事費が増額しておりまして、それに伴う負担金の増になっております。

印刷製本費のごみの関係でございますけれども、これにつきましてはごみの分別収集カレンダーを計上させていただいております。ごみの有料化の話でございますけれども、要はこういう分別を進めることによって資源化が進み、要するにごみが減っていくということでございまして、この分別を極力やってもらおうということで考えているわけなのですけれども、今有料化の話も出ておりまして、これについては今小川町さん、それと関係する4町1村ですか、で、要するにその辺の方向というのですか、その辺につきましても十分検討しながらやっていきたいというふうに考えております。有料化につ

いてはいろいろ難しい面もございまして、その辺については十分ちょっと検討して、今後いければなというふうには考えております。

以上です。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 補助金ですけれども、5人槽で10基を予定しております。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 ISOの関係なのですが、そうですか。私も、今度の一般質問でエコの関係で町民へのメッセージとして町が送る必要があるということは強く主張しようと思っていたのです。そういう点で、町も同じ考えということで、これはやりやすいなと思ったのですが、そういうことであれば、なるほどなとこれは思います。ISOはそういうことでメッセージを発せられるような、町民に、なれるのか、ちょっと事務事業の問題と一般とではちょっと違いますから、なれるのかどうか、目標としては結構ですけれども、実際になれるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、水質の問題で、悪化しても、これは経過を見るだけなのだとということで、今お話になって、この前の122条報告で1月11日に検査をした市野川の矢崎橋の大腸菌は4万9,000と。これ100ミリリットルで5,000ppmが基準でしょう。そうですよね。これが5,000が4万9,000ですから、もう10倍にもなるような高い値です。やっぱりこういう特別に高い。これデータ見るともっと高いときがありました。10何万というときありましたから、これはまだいいほうなのだと。やっぱりそういうときに経過を見るだけでいいのかというのがあると思うのです。特に夏場、川に入って遊ぶというのはないのかもしれませんが、ひょっとしたら子供が遊ぶかもしれないので、やっぱりその経過を見るというだけではなくて、対処も必要ではないかなと思うのですけれども、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、ダイオキシンなのですが、同じ場所というので、役場の場所は、それは結構だと思います。嵐山幼稚園ということであるのですが、同じところで経過を見るということはどうなのでしょう。今度の場合、幼稚園は今度鎌形に移るわけですから、むしろ私は鎌形の土壌を調べていただいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。ちょっとその点伺いたいと思います。

ごみ減量化の問題は、これは載っていないからあれなのですが、やはり前、生ごみ処理機、堆肥化する、そういうものとか、コンポストとか、いろいろなものにも補助していたわけですが。やっぱりそういうものを行っていったごみ

の減量化というのはやっぱり続けていく必要が私はあるのではないかなと思います。これはいいです、お答えは。どうせやらないのでしょうか。

不法投棄、そうですか。これは美化清掃と職員の件でありますか。本当に職員の皆さんにはご苦労さまですけれども、お願いしたいと思います。確かに課長おっしゃるように、きれいにしておけばごみを捨てるということがなくなりますので、本当に大変ですけれども、やっていただいているということに感謝いたします。

ただ、どうなのですか。不法投棄のごみというのは、そうするとどこで予算とっているのですか。何かちょっと、私の予算書の見方が悪いのか、ちょっとそれを教えていただきたい。

以上です。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 ISOの関係でございますけれども、メッセージというか、要するに事務事業というのですか、要は今地域のほうに発展させていくというようなことを考えているわけなのですけれども、実際に今ISOで取り組んでいる中に、要はうちのほうでやっているおおむらさきの活動センターの事業だとか、要は上下水道でやっている下水の事業だとか、水道の事業、そういうものを整備したり、要するにうちのほうでやっているおおむらさき活動センターの事業だとか、そういうものを発展させることによって環境に与える負荷というのですか、その軽減を図っていくような取り組みというのですか、事業を実際には今始めたところなのです。そういうものをもっと町民に、当然各課で町民と接する部分の事業があるわけでございますけれども、そういう事業もこの取り組みの中に入れて、要するにそういうものに取り組んでいこうではないかということで考えているということでございます。

それと、水質の関係でございますけれども、今回矢崎橋の数字が、4万9,000という数字でございます、過去の経過を見ると何10万という数字が出ているときございまして、今までのずうっと経過を見ているとだんだんきれいにはなってきていると。要は上流で下水の処理というのですか、多分小川の八和田あたりで農集が多分整備されました、最近。そういう関係でかなり、今4万9,000という数字も少なくはなってきております。ただし、実際市野川を見るとかなり汚れている状況でございます。この基準を超えていた場合についての、経過を見るだけではなくて、要するに子供とか、そういう水遊びだとか、そういう危険性があるので、対処したらどうかということでございますけれども、とりあえず今の調査としてはそういうものが調査されておまして、要はこの市野川を比べると、相生橋と矢崎橋でかなり違います。ということは、当然嵐山町のところを流れてきます。そうすると、菅谷、川島、志賀

だとか、平沢とかという市街地と、粕川、七郷方面からの排水が入ってくると。要するに公共下水だとか、合併浄化槽で処理されていない水が入ってくるという関係で比べると、かなり相生橋の調査と矢崎橋の調査では違ってきます。そういうものを見ると、要するに早く整備したほうがいいと、そういうことにつながってくるのかと思うのですけれども、そういうための調査もありますし、水遊びだとか、そういうものについては今ちょっと考えていないのですけれども、そういうものも少し検討していけたらなとは思っています。

要は槻川、都幾川ですか、都幾川のほうはかなりきれいなわけですが、要するに、時たま基準を超える場合もありますので、そういうときにちょっと、実際には遊泳していいのかどうかという部分があるのですけれども、そういうものを検討していければなとは思っています。

それと、ダイオキシンの関係の、幼稚園ということで今申し上げたのですけれども、ただ、今までの経過として幼稚園でやってきている経過がございまして、要は今までの経過を見るためには同じところのほうがいいかなと、でいるわけなのです。今、実際これがほかの市町村とか、その辺の関係についても分析したやつを、データを持ち寄ったりなんかして、つくったりなんかしているわけなのですけれども、そういうのもちょっと検討して、ちょっと実際に場所が、幼稚園とか動くわけがございまして、これについてはちょっと検討させていただければというふうに考えてございます。

不法投棄の関係の処理にかかる手数料なのですけれども、これについては先ほどもちょっと申し上げましたように、不法投棄されて、小川町の衛生組合に持ち込める不法投棄ごみであればいいのですけれども、そうでない、要するにタイヤだとか、バッテリーだとか、そういったものがあるのですけれども、そういうものについては別に処理しなくてはならないということがございまして、そういう費用に係る部分、それと先ほど言いましたように放置車両だとか、そういうものについてもそういうところでは処理できないので、そういうところの処理です。これは原則として、先ほど申し上げましたように公共用地に不法投棄されたごみの処理でございまして、実際に民地の山とか、そういうところになんかの不法投棄もあるわけなのですけれども、それについては個人でできるだけ管理していただくということで考えているわけです。

○清水正之委員長 予算上どこにのっている。

○田邊淑宏環境課長 不法投棄のごみの、手数料というのがあると思うのですけれども、不法投棄の、125 ページですか。(7)に不法投棄物の処理事業ということで、需用費と役務費で手数料というのがありますけれども、これが106万3,000円ありますけれども、これが処理費にかかる分です。こ

れについては、先ほど言いましたように持っていけないごみだとか、町内一斉のごみ収集というか、やったときに、各ステーションを回って運搬して、処理してもらうというための費用でございます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 ダイオキシンの関係は検討されるということですので、ぜひ検討していただきたいのですが、前馬場課長がやっていたときに、土壌での変化というのは余り見られないということをおっしゃっていたのです。ですので、経過を見たいといっても変化がないようなあれよりは、子供が多く遊ぶところを優先的にやっていただくことが一番いいのではないかなと思うのです。ぜひそのいう意味でご検討ください。

それから、やはり不法投棄はここの予算ですよね。課長おっしゃったのは、美化清掃と職員が清掃をやっていただくということで説明ありましたので、ほかの不法投棄はどこなのかなと思って、ここですね。

公共用地に不法投棄されたというのは、職員の人片づけをしているというふうに理解して、美化清掃以外です。本当にそれだったらご苦労さまですということになるのですけれども。

以上です。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

この不法投棄ごみについては、公共用地、要するに道路、水路だとか、先ほど言いましたように公園だとか、そういうところの公共用地に捨てられたごみについては清掃しようということでやっております。ですから、この部分については町内の一斉のごみ拾いだとか、清掃がありますよね、その清掃活動と職員の、それとあと、その都度、その間に捨てられたときに環境課職員で行って収集したりとか、そういうことになっています。それと、実際に産業廃棄物だとか、今年ですか、あったのですけれども、産業廃棄物というものを捨てられたときについては手が出ない部分もありまして、そういうものにつきましては先ほど言いましたように警察だとか、その辺に入ってもらって、特定ができればその人に負担してもらうというような方向では考えています。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

長島邦夫委員。

○長島邦夫委員 川口さんのお話ししました 122、123 ページなのですが、まず最初に、2点ほどあるのですが、合併浄化槽の件です。先ほど上下水道の課長さんが説明していただきました、5人槽で 10 基ということはお聞き

しました。この 10 基というのがどういうところから出てくるのか。例えば国の拠出金、支出金がありますが、嵐山町あたりというか、ではこのくらいの金額だとか、基準になるところがちょっとよくわからないのでお聞きするのですが、町で出す金額に合わせてこの 10 基なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、その下にある河川の美化清掃の事業なのですが、私も関係している団体なのでお聞きするのですが、槻川をきれいにする会の負担金が5万 7,000 円です。それと消耗品で 12 万 6,000 円、8万 3,000 円本年度ふえているわけですが、槻川をきれいにする会の負担金は、これ昨年と同じだと思うのですが、消耗費でふえているわけです。消耗品費、ふえた理由をちょっと教えていただきたいのですが。

2点お願いいたします。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 10 基の根拠なのですが、これにつきましては平成 18 年度については5基だったです、補助金が。それで今までは 20 基、30 基ぐらいの数字が出ていたのですが、最近単独浄化槽から合併にかえるとか、くみ取りから合併にかえると。新築についての補助はしておりません。そのために数字的には減ってきているということで、平成 18 年についても5基で、それが早く終わってしまったので、平成 19 年度については 10 基を見たわけなのですが、19 年度今のところまだ5基しか出ておりません。ですから、この 10 基の基準というのですが、この実数から割り出していったということなのなのですが。

以上です。

○清水正之委員長 次に、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

河川美化清掃事業の需用費がふえているわけなのですが、これにつきましては槻川をきれいにする会、19 年度なのですが、これにつきましては嵐山幼稚園の園児と保護者によりましてウグイの放流をさせていただきました。20 キロのウグイを放流させていただいたわけなのですが、20 年度につきましては、そのウグイの放流をもう2カ所ふやそうではないかということで考えております。要するに、ここでウグイを放流するときに河川を清掃してもらったり、ウグイを放流してもらったりするわけなのですが、要は一人でも多くの子供たちに河川の清掃とか、そういうものにかかわってもらって、自然の大切さを体験してもらおうではないかという意味を込めまして2カ所追加してやりたいという関係で、これだけふえておるというものです。

以上です。

○清水正之委員長 長島邦夫委員。

○長島邦夫委員 それでは、合併浄化槽のほうからお聞きしますが、何か徐々に下がっているというふうに今お答えいただきましたが、ときがわ町では上下水道ではなく、合併浄化槽で町の対応をするというふうな話も聞いておりますし、都幾川は大分きれいになるのだなというふうな感じを持っているわけですが、やっぱり河川をきれいにするには今うちでやっている下水道と合併浄化槽の両方の線で進まない、片側だけでもきれいにはならないと思うのです。だから、どこかでもう少し力を入れるだとか、啓蒙活動をするだとか、そのようなこともお考えになっていただければというふうに、申し込みが少ないからということではなくて、そのような考え方を持っていただきたいと要望して、この件は終わりにしたいと思います。

それと、槻川をきれいにする会の関係なのですが、ウグイを、今1カ所でやっています。それをもう一カ所ふやすということだと思うのですが。それと私が思ったのは、槻川は確かに清掃しているのですが、都幾川に限っては、私は余り理解していないわけです。そちらのほうのやっていたいているような団体もあるかと思うのですが、私は理解していないですけれども、そういうところあるのかどうか。あればそういうところに出す考えもあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

ウグイの放流の関係なのですが、19年度までは1カ所でやっていたわけなのですが、これを20キロ、3カ所にしようということで考えております。できれば今までどおり、バーベキュー場のところで槻川をやりました。それと追加する2カ所については、都幾川で1カ所どうかと。それと下流の学校橋あたりでどうかということで今は計画しております。

それと、都幾川をきれいにする、そういう団体ですか、エコ団体とか、そういう団体については今うちのほうで把握している団体はいないということです。

以上です。

○清水正之委員長 長島邦夫委員。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。ウグイの放流については園児たちも非常に楽しみにしていますので、大いに結構な事業ではないかなと思います。

また、今都幾川のほうの河川をきれいにする団体を把握していないということですが、商工会でやっているさくらまつり等では、前後にも都幾川の清

掃をしているわけです。そういう団体も少しほかにもあるかと思うのですが、少し把握をしながら、そういう団体がありましたら少しずつでも協力してやっていただければというふうに思います。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○清水正之委員長 ほかに。

河井勝久委員。

○河井勝久委員 3点ほど質問させていただきます。

122 ページから 123 ページにかけての問題なのですが、1つは、今まで外来種だとか、野犬だとか、それらの問題についてどう処理、処分されてきたのかについて、今回の予算書の中にはあらわれていないのですが、124 ページの動物死体処理事業の中では動物死体処理の問題にはでているのですが、この中で、この処理方についての予算がどこかほかに計上されているのでしょうか。そのところをお聞きしておきたいと思います。

それから、野犬などの捕獲数はどうなのでしょう、減少している傾向にあるのでしょうか。それもお聞きしておきたいと思います。

それから、河川の美化運動の中の問題なのですが、槻川をきれいにする会でウグイを、先ほど質問の中でも放流するお話があったのですが、最近の傾向でカワウが非常にふえていて、社会問題化しています。私、何年か前に環境問題の中で、非常に魚がふえてきて、それに付随してカワセミが非常にふえているので、このカワセミの保護の問題で質問したのですが、最近またカワセミが見られなくなったのです。私が散歩している中で。何がというと、もう小魚がほとんどいない状況です。これの一番の原因というのはカワウがふえていると。都幾川、槻川についてもカワウがふえていて、もうほとんどウグイの姿は、放流してもすぐいなくなってしまうのではないかと思うのですが、この辺の調査というのは、予算をつくる上でされているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、ISOの関係ですが、環境問題で特別この取り組みがされてきたわけでありまして、これちょっと総務との関係もかわるのかなと思ったのですが、今年に入りまして製紙製造メーカー、これが古紙を入れた製紙が使われて、それが各自治体もそれを使うという形で、それぞれ広報だとか、いろんな町が発行する紙については入れてきたのですが、それが違ってたと。製紙メーカーについてはすみませんという形で言ったのですが、自治体そのものも製紙メーカーにだまされたという形では、多くの話が出たのですが、この辺のところで嵐山町としてもどのくらいの割合でこういうことがあって、それで例えば製紙メーカーに対す

る抗議等はされたのかどうか。これはISOとの関係がかなりあるものですから、そのところをどうしたのかを聞いておきたいと思います。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 外来生物の関係がまず最初にあったかなと思うのですが、すけれども、去年は環境衛生諸事業の中に捕獲にかかわる委託ということで30万上げてありました。今年についてはそれを上げてありません。それはなぜかと言いますと、この間もちょっとお話しさせていただきましたようにあらゆる捕獲されている頭数が、去年の5月まではかなりあったのですが、その後頭数が減ってきているわけございまして、この捕獲の作業をやめた理由としては、数が減ったということもございまして、環境課と産業振興課のほうで、このくらいの数であれば対応できるのではないかとということで委託を中止してきたわけなのですけれども、20年度におきましてもこの作業は直営でやっていくという方向で今のところ済んでいますし、その方法でやっていきたいというふうに考えたわけございします。

続きまして、野犬の捕獲の数が減少しているかということでございます。野犬として今見ているというか、要するに首輪のない、要するにふらふらした野良犬というのですか、そういうものが最近はやっと見受けられないのが現状です。ただ、捨てられた犬というのですか、そういうものが若干いるのかなと。それについては何匹かは捕獲はして、保健所のほうと相談して対処しているというような状況です。

続いて、ウグイの放流の関係でございしますけれども、要はウグイが量が減って、その辺の調査というのですか、そういうものもしているかどうかということかと思うのですけれども、特にウグイの状況というのは調査しておりません。どれだけカワウに食べられてしまったとか、ということで調査していないのですけれども、確かにカワウについてはかなり、ちょっと水が深くなっているところですか、そういうところには来ている状況は把握しております。ですから、かなりウグイについてもとられているのかなと思っております。

それと、ISOの関係の古紙というか、再生紙の利用なのなのですが、うちのほうでは再生紙の量だけ、要するにグリーン購入ということで、すべてグリーン購入ということで把握はしているわけなのですけれども、それがどのくらいの割合の再生紙だったのかというのは、ちょっと把握していないのが現状です。

以上です。

○清水正之委員長 抗議をしたのですかという質問に対してはどうなのでしょう。

○田邊淑宏環境課長 特には、そういう関係で抗議は、環境課のほうとしてはしていないということです。

〔「そのことは総務課でないと」と言う人あり〕

○清水正之委員長 河井勝久委員。

○河井勝久委員 外来種、野犬、これが減ってきているという形ですがけれども、それで直営で、今後委託はないと。去年は30万とっているのですけれども、これは補正の中でも質問が出たのですけれども、ふえているということとは答弁されているわけです。そういう中でいくと、当然この問題については上げてないのはどうなのかなというふうに思ったのです。

それから、捨て犬あるいは野良犬、そういう問題でニュース的になってきているのですけれども、今後犬については絞殺をしない方向で進むという話が出ているのですけれども、そうなってくると里親探しというのが、保健所や何かでも大分出てくるというお話があるのですけれども、この辺では町が捕獲した犬について、この中ではどういうふうに考えて今後対応していくのか、その辺のところと、委託の関係とでかかわり合いが出てくるのかなというふうに思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

それと、ウグイの放流の関係なのですから、ウグイを放流して、ほとんどカワウにやられてしまうと。ウグイを稚魚として購入する費用についてはどのくらいの費用を見ているのかお聞きしたいと思います。

それから、ISOの関係ですから、先ほど私もことわりの中では総務課にかかわる問題だろうというふうには言ったのですけれども、この問題の中では当然町がこれまでそういうものを使うということの、環境の問題でかかわってきた問題ですから、この辺のところでは庁舎内の中で、例えば総務課と環境課で協議されたのかどうか。その中で、例えばこういう問題では社会問題になったわけですから、その対応というのは、されていないようなお話なのですから、やっぱり町民に与える問題というのは大きい問題ですから、その対応というのは具体的にはどうだったのか、もう一度聞きたいと思います。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 犬の件でございますけれども、捕獲した犬をどうかということなのですから、犬につきましては狂犬病予防法ございまして、その辺の扱いは保健所扱いになってくるということでございまして、すべて捕獲した犬については保健所と調整とって、保健所で確保していくと。それを保健所で処理していくというような方法になっておりまして、今の段階だとそういう状況でございます。

それと、ウグイの関係でございますけれども、今考えておりますのが、今

まで 20 キロ1カ所だったのですけれども、それを 20 キロ3カ所、ですから 60 キロのウグイを放流していただくというふうには考えております。

値段的なものなのですから、一応キロ 2,000 円で考えております。キロ 2,000 円ですから、その3カ所の 20 キロということで、一応 12 万 6,000 円を考えているわけです。

○清水正之委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 古紙の含有率の関係については、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

当然全国的に問題になったことでございまして、実際に納入している業者を通して報告をしてもらっております。結果的には、再生率 100%という形の広報紙等に表示をしておりましたけれども、それが実際そうではなかったということで、広報紙の表示等についてはそこを削除しました。

先ほどのお話のようにメーカーに抗議をしたかということですが、これは改めてしておりません。日本全国、すべてと言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、そういうようなことでございました。したがって、町とすれば実際に広報紙にこれは再生紙 100%使っていますよという表現をしておりましたので、その部分を変えたというふうなことでございます。

以上です。

○清水正之委員長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時10分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課、上下水道課の質疑を続行します。

どうぞ。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 45 ページです。里地、里山づくりに関する寄附にかかわるものなのですから、寄附金ですから、これは新たに寄附の規則ができたということですが、これに関しての周知をする予算科目がないのです。科目設定がなくて、これはどのような形で周知をして、寄附を集めていくのか伺いたいと思います。

それから、51 ページです。51 ページの資源売却代金なのですが、516 万円で、かなり去年に比べても多くなっています。一方、資源の抜き取りというのがあると思うのですけれども、それも含めて 516 万円という数値が出てきたのかどうか伺いたいと思います。

122 ページですけれども、ISO14001 の話ですけれども、私はたびたび

行財政改革言っておいて、外部にISOではなくて、住民参加で行う一つのシステムがある、そちらに移行するようにという話を進めておりました。そうしたら平成20年度のISOの新しい承認のときに、それまでに切りかえていくというお話をしていただいていたと思います。ところが実際には、これで進むということです。そこに関しては全く、前課長から今課長への事務の引き継ぎ的な部分はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それともう一つ、この当初予算の施政方針は第4次総合振興計画基本計画に基づいて行われています。実施計画には平成20年度環境基本計画などを策定するという形になっています。ところが、これに関しての科目設定がありません。それはどこで行っていくのか。地球温暖化対策推進計画ですか、それはISOの中でやっていくという形でした。そうすると、すべてISOに、要するに事業者へ委託して、そしてそれを行っていくというふうな形でしか見えてこないのですけれども、環境基本計画や環境基本条例は住民参加で行っていくものであると考えますが、その点について基本構想と今予算とはかなりずれがあると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、124ページのそれぞれのごみの収集の運搬事業で委託費が出ております。今ガソリン代が非常に上がっているのですけれども、これで見ると12%から14%しか委託料が上がっていないのです。これだと業者のほうはかなり厳しくなってくるのではないかと思うのですけれども、この積算はどのように考えられたのか伺いたいと思います。

もう一つです。ごみ処理有料化に係る科目設定もされていなくて、これも同じく平成20年度だったと思うのです、つくっていくのは。21年度に実施するという形で実施計画には書かれていたと思ったのですが、それについてはごみ減量化推進事業の中で対応していくということでよろしいのでしょうか、伺います。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 まず寄附金の関係でございますけれども、里地、里山づくり寄附金ということで考えているわけなのですけれども、これにつきましては昨年の9月1日から施行になっておりまして、広報、当時も掲載して、その辺の周知を図ってはきております。広報に掲載して、寄附の規則ができたので、お願いしますということで周知はしているということです。

それと、資源ごみの売却代金の関係なのですけれども、資源の抜き取りということでかなり古新聞ですか、関係が抜かれている部分が多いわけなのですけれども、今までの実績というのですか、それに基づいて今回計上してあります。ですから、抜き取りとかその辺を考えていない、今までの実績でこのぐらいだろうということで516万を計上してあります。

続きまして、ISOの関係なのですけれども、前の課長から引き継ぎというか、その辺の関係の話をされたわけなのですけれども、一応このISOを今回継続するに当たりましてその辺のところは協議、要するに環境課内でもかなり協議しました。住民参加のこういうものがあるのではないかと、それとか自己宣言というような方法もあるのではないかとということいろいろ検討させてもらったわけなのですけれども、ただ基本的なものを考えたり、推進していく部分を考えたりした場合に、やはり今現在のものをそのまま継続して、要するにそれを地域に発展させていくような方法のほうが有効的ではないかということで、またそれを新たな今度はシステムに変えた場合に、実際にどのような対応ができるかどうかという部分も、1から活動になる部分もありますので、その辺を考えて今回枠組みしたわけなのですけれども、その辺については前の課長からもその辺の様子というのは聞いてはおります。

それと環境基本計画の話が出たと思うのですけれども、一応環境基本計画の策定に当たりましては、まず環境基本条例を作成して、それを根拠として基本計画を策定していくということになるかと思うのですけれども、それでこの間の渋谷議員さんなんかの話、地球温暖化対策ですか、にかかわる実行計画の話だとか、地域推進計画の話が出たと思うのですけれども、実行計画につきましては町、役場、庁舎です、要するに役場の事務事業としてそれを取り組んでいくということになるわけなのですけれども、それについては一応前のときに、20年度に策定したいという話をさせてもらったと思うのですけれども、ですから実行計画が先行してやらせてもらうようなことになります。実行計画というのは、あくまでも役場の中の取り組みでございまして、それについては一応住民参加は考えておりません。ただ、それから発展しまして地域推進計画になりますと、これは当然住民の方に参加して、推進計画にかかわってもらって策定していかななくてはならないというふうには考えております。ですから、とりあえずは実行計画については来年度つくると。来年度つくるとについても予算とか、その辺の関係なのですけれども、一応それについては職員でつくっていいのではないかと、実行計画については職員でつくっていいのではないかとということで今進めております。

それと運搬費の委託料の関係なのですけれども、確かにガソリンが大分上がっておりまして、業者のほうから一応見積もりとか、その辺をいただいて積算したわけなのですけれども、かなりこの金額については低い金額にはなっております。昨年の委託費ですか、そういうものも勘案して、このくらいでお願いしたらどうかということで今回予算計上させてもらっております。ですからかなり厳しいものがあるのかなというふうに考えております。

それとごみの有料化の関係の予算の関係でございましてけれども、一応

ごみの有料化等を推進していくということで、先ほどもお話しさせてもらったように、今打合せみたいなのをつくってやっているわけなのですから、まず条例をつくって行って、それから計画というのですか、つくっていくような形になると思うのですけれども、その辺について今、できれば4町1村の組合で足並みをそろえてやっていきたいわけなのですから、今現在その辺も含めて相談というか、協議しながらやっているという状況です。ですから、予算的には計上してはいるという状況でございます。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 ISO14001 の話なのですが、これは住民参加にかえていくという話をしたときに、住民が評価していくというのが1点あったわけです。ところが、それを入れないでISO14001 で進めていくということは、住民が町政の環境政策に対しての評価をする場所をなくしていくということです。それが第4次基本構想の環境基本計画等との兼ね合いでいくと、予算にそれが反映されてこないのではないかというふうに考えるのですが、その点はどのようにお考えになるのか、伺いたと思います。特に、環境基本条例にかかわる問題も町サイドでつくっていくということになりますと、それにかかわっても町民は参加しないということですよ。科目設定もしていないということは。その点伺いたと思います。

環境問題に関しては、町民参加が一番最初であると思うのですが、その点についての考え方は、基本構想や何かで出している住民とのパートナーシップと、それから行政との、本予算との中で大きな乖離があると思うのです。その点についてどのようにお考えになるのか伺いたと思います。

それから、収集ごみの運搬料ですが、これはまだ契約していないということですよ。そうすると、この金額でまた新たな補正が出てくるかもしれないというふうに考えてもよいということですね。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

ISO14001 の関係でございますけれども、確かに役場の中でやっているわけございまして、住民からの評価というのですか、そういうものは触れないというようなことだと思うのですけれども、できるだけこの辺についてホームページだとか、その辺の関係を使って住民にこういう取り組みをしているのだよというお知らせというのですか、そういうのはしていきたいというふうに考えております。

それと、環境基本条例の関係なのですから、これについては多分条例をつくるときには、当然町民の方の意見を聞きながらやらなくてはならな

と思います。そうなってくると、実際に条例をつくるときにはどういう人をどういう形で人選するかということもございますけれども、それについては町民が入った形の基本条例でなければだめだというふうに私どもは考えてはいるわけでございます。

それと、ごみ収集の関係でございますけれども、これについてはまだ契約もしていないわけですし、実際にこの額で落ちつくかどうかはわかりません。その辺については補正が出てくるかどうかというのは、今のところわかっていないという状況です。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

松本美子委員。

○松本美子委員 それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず、121 ページの荒蕪地の関係なのですけれども、これは空き地や何かの市街化区域のほうの説明の欄のほうにもありますけれども、草取りに必要だということで、委託という形になっていますけれども、どの程度の面積、平米当たりどのくらいとか、基準があるかなと思うのですが、その辺のところをお尋ねさせていただきます。

あとは、どこへ委託しているのかということ。

それと、先ほどからも質問も出ていましたけれども、ごみの減量の推進事業ということで、印刷製本の関係ですが、これは分別カレンダーだということとは、先ほど答弁で、質問されましたのでわかりましたが、これは区長さん関係のほうから渡ってくるかなと。うちのほうは農村部ですけれども、回ってくるのですが、そうしますと、これ何部ぐらいつくって、そういう対応をされていて、区に入っていない方には減量してもらうにもかかわらず、このカレンダーが届かなければ減量方法は少しどうなるのかなという点と、それからそれに伴って不法にしても、いろんな分野で費用等がかかわってきて、減量化にはなかなかならないのかなというので、何件分というのですか、配付をしているのかお尋ねをします。

以上です。

○清水正之委員長 簾藤環境政策担当副課長。

○簾藤賢治環境課環境政策担当副課長 それでは、私のほうから1点目の候補地の関係についてお答え差し上げたいと思います。荒蕪地整備事業費の委託料でございますけれども、市街地を中心とした1万5,000平米を考えております。

なお、委託先につきましてはシルバー人材センターを昨年度もお願いしているという状況でございます。

一応平米 40 円ということで委託料のほうは組んでございます。

以上です。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 分別の収集カレンダーの関係でございますけれども、これにつきましては、部数といたしましては 7,500 冊を考えております。それで、区長さんから区に入っている方については配付してもらうということです。それと、区に入っていない方については、窓口で直接とりに来ていただいております。そういう方向で収集カレンダーが行き渡っているということになります。

それで、要は新たに嵐山町のほうに入ってきてくれた場合については、町民課の窓口で、環境課のほうに行って分別カレンダーをいただいでくださいよという話をさせてもらって、新しく転入された方については対応しているというような状況です。

以上です。

○清水正之委員長 松本美子委員。

○松本美子委員 候補地の関係はわかりましたから結構ですけれども、カレンダーの関係なのですけれども、7,500 部をつくっていて、区長対応あるいは窓口対応だというようなお話ですけれども、これもう少し細部についてわかりますか。窓口へどのぐらいの人がいただきに、区に入っていないのでということでしたきに来るのかというようなことについては。区の対応のほうはその区で戸数的にわかりますけれども。でないと、これはある程度野放図という形はないですか。

○清水正之委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 一応 7,500 冊予定しているわけなのですけれども、これは今までの実績というのですか、が大体これ近くにははけてしまうわけなのですけれども、どうしても足りなくなってきた場合については、多分年度末のほうが足らなくなってくるということになると、とりあえずそれについてはコピーをして対応しているというところもあります。

ですから、ある程度ぎりぎりに近い数字というふうにご解釈いただければと思います。

○清水正之委員長 ほかに。

青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 153 ページです。町長の施政方針にありましたように、大雨時の冠水している川島地区の着手ということで、非常にありがたいことなのですけれども、ここの都市下水路費の中にありまして、管理事業ですか、川島地区内の污水管渠の設計委託料、委託の段階でしょうからなかなかど

の程度の設計の後、予定として、川島下水道のほうも含めながら進めていかれるのですが、雨水管の設計委託が終わった後、どのような進み方になるのか。今の段階でわかっていることで結構ですので、お教えいただければとありがたいのですが。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 設計につきましては基本設計が面積的には7.7ヘクタール、これを予定しております。そして、その他詳細設計ということで、長さについて360メートル、これを予定をして400万円というふうな数字を出させてもらったのですけれども、この後については、この設計が終わった後、何年でやるかというふうなことなのですけれども、それについては設計の状況を見ながら進めていくということで、いつになるかについてはまだわかりません。ただ、その後どうなるかと、これができれば今言いましたが、なくなるということで、早い時期にぜひにというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 青柳賢治委員。

○青柳賢治委員 川島では今下水道受益者負担金など説明会も行われているのですけれども、なるべく早目に対応をお願いしたいということが出てきますので、要望としてお願いします。

以上でございます。

○清水正之委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時37分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、産業振興課に関する部分の質疑を行います。

質疑の前に訂正箇所がありますので、水島産業振興課長のほうから訂正部分をお願いします。

○水島晴夫産業振興課長 2カ所訂正をお願いしたいのですけれども、127 ページに勤労福祉会館臨時事業の中の説明欄の中なのですけれども、委託料の総合管理業務委託料とあるやつを警備委託料に訂正をお願いしたいと思います。

それから、131 ページの農業構造改善センターの管理事業の中で、これ

も委託料なのですけれども、総合管理業務委託料を警備委託料に訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○清水正之委員長 よろしいですか。

もう一回言ってくれますか。

○水島晴夫産業振興課長 まず、1つ目が、127 ページの勤労福祉会館の管理事業の 13 委託料の説明欄の下のほうなのです。総合管理業務委託料とあるやつを、警備委託料に訂正を1つについてはお願いをしたいと思います。

もう一カ所が 131 ページの農業改善センターの管理事業の中の、これも委託料なのですけれども、説明欄の総合管理業務委託料を警備委託料に訂正をお願いしたいと思います。

○清水正之委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○清水正之委員長 それでは、質疑を行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 133 ページの担い手育成の中の有害鳥獣とありますが、これ先ほどもお話あったのですが、その件でもともと聞こうと思っていたのですが、とりあえずどんな動物を対象にしているのか伺いたいと思います。

それから、135 ページの一番下、農地・水・環境保全構造対策事業、これは場所はどこなのでしょう。

それから、141 ページの一番上の消費者行政推進事業で消費者被害を防ぐための啓発及びトラブルなどの対応のための相談業務。トラブルなどの相談業務はどういう専門家がやっているのか。

それと、町内業者に対しての育成というのは、ここに2～3とっていますよというのがありましたらちょっと教えていただきたいのと、それと米が去年はかなり値下がりをしているような報道でした。もちろん嵐山町の農家の方もそうだったと思うのです。こういう方に対して現状のままであるのか、何か補助しているのか、ちょっと欄が見つけれなかったのも、あるのでしたら伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず 133 ページの有害鳥獣の関係ですけれども、昨年実施しているものが、まずカラスグリ、スズメ、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリ、それとイノシシ、アライグマ、ハクビシンまで入っております。以上が

対象の捕獲をした動物が該当になっております。

それから、続いて135ページの農地・水の関係ですけれども、まず団体として町で土地改良区と土地改良組合を主に、農地・水の環境保全の団体をつくっていただいております、その団体で実施をしております。それで、まず七郷北部の土地改良区、これは馬内の土地改良組合も含んでおります。それから、嵐山南部の土地改良区、それから嵐山中部の土地改良区、北田土地改良区、遠山改良組合、勝田土地改良組合、それから千手堂の土地改良組合、志賀の土地改良組合、以上の8団体でございます。

消費相談の関係ですけれども、企画につきましては、消費生活専門相談員、これは独立行政法人、生活センターの資格を、その資格を出している者でございます。それから、消費生活相談員の養成講座等を修了して、消費生活アドバイザーとして資格を持っている方に相談員としてお願いをしております。

それと、次の町内業者の育成の関係ですけれども、今回予算では特に町内業者育成という形での予算計上はしてございません。

それから、米の値下げの関係ですけれども、これにつきましても特に、米が結構値下がりしたのですけれども、その辺の補助等についての対策については行っておりません。

以上です。

○清水正之委員長 川口委員。

○川口浩史委員 有害鳥獣、133ページの件なのですが、先ほど河井議員さんが環境課長のほうに伺って、アライグマやハクビシンなど数が減ってきているということでお答えあったのですが、実際そういうご認識なのかどうか。被害が出ているという話を聞くわけです。結局ここに対応するしかないわけです。いや、ここでやっていますよというのがありましたらちょっと教えてほしいのですが。昨年と同じ予算ですよ。ですので、十分な対応というか、農家の方のつくった野菜、果樹、そういうのを守れるのかというのはちょっと心配するのですけれども、新たな対策というのも考えていくつもりがあるのか伺いたいと思います。

それから、141ページの消費者相談の件なのですが、なるほどここに消費生活相談の公告が載っていますからね。履行の助成をやめて、いろんな業者が入ってきてやっぱりやっているのかなと思うのです。そういう中で、昨年といいますか、どんな相談があったのか、ちょっと教えていただければ、根源をちょっと教えてください。

あとはちょっと予算にないですから。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 農作物の被害等の対応の関係ですけれども、本年度につきましてはフォローアップ事業の中で電気柵等の補助をしているというような形で、全体の予算的にはふえていないのですけれども、それに対応させていただくということで予算的には見させていただいております。それで、今農産物の生産組合のほうに、希望者等について募っているところなのですけれども、今のところまだちょっと数量的なものは出ていないのですけれども、その辺再度希望者に出していただいて、なるべく農作物というか、今食べられてしまうからつくらないという人も出てきているのかなというのは思っているのですけれども、そういうことのないようにやっていければというふうに考えております。

それから、消費生活相談の関係なのですけれども、窓口相談の関係で集計が出ているのが 18 年度の関係なのですけれども、窓口の開設が 44 回開設をさせていただいて、28 件の相談がございました。それで、相談の内容なのですけれども、振り込め詐欺とか、健康器具の購入、また架空請求、それから物品販売、多重債務の関係の相談、このような相談の内容になっております。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 25 ページの使用料なのですけれども、勤労福祉会館の使用料と花見台工業団地の使用料がかなり減額になってきているのですけれども、その積算の理由で、花見台工業団地というのは遠隔というのがあって、皆さんが使用しにくいのか。それと、勤労福祉会館に関しては、公民館は同じような使用料になっていますけれども、勤労福祉会館は減額になっているということの理由がちょっとわからないので、その積算の根拠を教えていただきたいと思います。

それから、132 ページになるのですけれども、農業団体育成事業で嵐山町環境保全農業推進協議会の補助金という形があります。これは具体的にはどのような事業を行う計画で 120 万円の補助金があるのか。

それともう一つ、138 ページなのですが、中心市街地活性化推進委員会の補助金なのですけれども、今年度というか、20 年度はどんな事業計画で進めていくのか伺いたいと思います。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、25 ページの使用料の関係ですけれども、勤労福祉会館、花見台工業団地とも今年度の実績によって積算をさせていただいております。勤労福祉会館については月 3 万 2,000 円、それから花見台の工業団地については月 1 万 5,000 円で積算をさせていただいて

おります。それで、花見台の工業団地については去年まで町外の人が使っていたのが、使わなくなって、それで結構少なくなっているのかなと、19年度ですね。花見台工業団地についてはそういうことです。

それから、133 ページの環境保全型農業の推進協議会の関係なのですが、これにつきましては水田の稲の消毒が主なのですが、これにつきましては、前は空中散布等で実施していた消毒を、もみの消毒とあと苗箱の消毒に切りかえて、その事業の薬剤等の費用の半額について推進協議会のほうで負担をさせていただいて、実施をさせていただいているものでございます。

それから、中心市街地の活性化の関係ですが、これも20年度の事業については具体的なものは出ていないのですが、ほぼ18年、19年、今年と同じような形でこれについては考えていくような方向で今のところはあります。オリエンテーリングですか、それからフリーマーケット、それから朝市、さくら祭り、それから駅前のハンギングバスケットの維持管理、それとレンタルボックス等の運営、主立ったものにつきましては今年と同じような形で考えていくようになるかと思えます。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

松本美子委員。

○松本美子委員 132 から3ですが、担い手の関係ですが、これは100万円から減額になっていますが、特に農業の方たちを育成するためにはしっかりと担い手の部分で、減額するということではなく、やってもらうほうがよいかなというふうに私は思っていますので、減額のこれは利用は何なのでしょう。

それと、その下の、今の委員さんのほうからも質問がありましたけれども、団体育成で決めているものがありますけれども、これはただいまの答弁ですと半額を、消毒の関係で、ヘリコプターで空中散布から、もみの消毒と苗箱の消毒に切りかえたことですが、そうしますと、去年はゼロということでしたけれども、今年は、20年度新たなものなのですか。それをお尋ねします。

それから、134 から、この質問等は出ていましたけれども、農地と水の関係ですが、8団体に負担金として出すのだということですけれども、これは水路とか農道ということですけれども、実際的には去年もあったわけですから、どのくらいの場所をどのくらいの人数でというと、この団体が、8つの団体が平等に行うのか。これは水路や農道ですから多少の差は出てくるのですが、どこが主に、去年度の比較と今年は8つの団体の中でどこ

の場所が特に予定しているのかお尋ねします。

以上です。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 それでは、まず 132 ページ、133 ページの関係なのですが、これにつきましては担い手育成事業、全体の事業費についてはそんなに大きく変わってなくて、事業名が変更になって、担い手育成の中で 266 万も減額になっているのですけれども、それについては農地利用集積と農業団体育成のほうの事業に事業名がかわってすりかえをさせていただいているような形でございます。

それから、農地・水の関係なのですが、これにつきましては去年も実施をさせてもらったのですが、町のほうで土地改良区と土地改良組合に母体になってもらって、全体で町の中で今回実施をしている面積等が 360 ヘクタールぐらいの地区について、事業については各団体で何をするかというのは決めていただいて事業をさせていただいているような形で、総事業費で 426 万ほどありまして、国の事業費が2分の1で、県、町で各4分の1ずつ持ちまして、それを町からは農地・水の協議会のほうに負担をして、県からその団体に補助金がおりてくるような形になっております。それで事業については、いろんなイベント等も含めて、各団体で事業内容については決めていただいて事業を実施しているというような形の事業でございます。

○清水正之委員長 あと 132 ページの環境保全農業の新規事業かどうかという話です。

○水島晴夫産業振興課長 すみません。農業団体の育成事業の関係ですが、これにつきましては事業名がかわって、去年もほぼ同じような予算の中で事業をさせていただいたものでございます。新たに始まったものでなくて、名称の変更でここに前年度はゼロというふうに出てきているものでございます。

○清水正之委員長 松本美子委員。

○松本美子委員 そうしますと、事業名の変更で担い手のほうから団体育成のほうへ来て、それが環境保全の関係の水田の消毒だというようなことで、すけれども、これはそうすると水田ですから、個人でつくっている方にはもちろん、団体での、集落というか、そういう方たちにもみんな渡っているわけですね、消毒薬ですから。そういうことでしたら、ちょっと確かめさせていただくということで結構です。

それと、次のページの農地と水の関係なのですが、前年度も実施ということですから、今年度も同じような形でということですが、なかなかこれで地域的にやっていただきたいところがかなりあったのですけれども、

なかなかそれが実施がされて、申し込んでもされなかったというような話がJ Aさんからちょっと聞こえてきたことがありましたので、あえて質問させてもらっていますが、これはそうしますと各8つの団体には長になる方もいらっしゃるわけですね。その辺でどこをやるのかというふうに会議が何かやってやるのでしょうか、その辺の町のかかわり方というのですか、去年というか、今年の予算ですから、今年度もどういうふうにかかわっていくのか。あくまでもその団体の役員さんが、頂点になる方たちが中心でここと、ここというふうに決めるのか、農地を持っている人たち、関係する、例えば七北なり、南部なり、中央なりというのがありますけれども、そこにかかわる土地地権者、地主さんたちにもきちっと呼びかけて、ではここをやりましょうとか、ここは今回は我慢しましょうとかというふうに、あくまでも団体に任せてしまうということですか。その辺だけ確認させてください。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 農地・水の関係なのですけれども、役員さんというか、その団体で、この事業につきましては昨年から始まって5年間の計画で事業を実施しておりまして、改良区になるのですけれども、理事さんが中心になってどこの団体も行っているのですけれども、理事さんがある程度地元から出ている役員さんの意向を聞きながら、場所については決めていただいているのかなというふうには思っております。それで、町のほうから特にここをやりなさいとかというのは言えない話なので、その中でまとめていただいて、実施をしていただくような形で、自主的な施行をしていただくような形でお願いをしております。

以上です。

○清水正之委員長 稲の消毒、個人でも補助金もらえるのですかと。

○水島晴夫産業振興課長 それと推進協の農薬等の補助の関係ですけれども、これにつきましては団体、また個人的な方についても農協さんを通じて行っているような形になっております。

○清水正之委員長 ほかに。

金丸友章委員。

○金丸友章委員 今の関連質問ですけれども、35 ページの農地・水・環境保全事業ですけれども、これについての団体からの事業報告というものは出ておるのでしょうか。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 本年度から始まっている事業なのですけれども、事業の報告につきましては、県の県議会のほうから補助金が出ているので、そちらのほうに町を通じて報告をしていくような形になります。年度が終

わった段階で出していただくような形になります。

○清水正之委員長 ほかに。

吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 132、133 ですか、担い手育成事業ということで廃プラスチックの処理の業務委託料ですか、嵐山町の処理の方法ですか、また農協の負担分、また農家の負担分があったら教えてもらえますか。

また、138 ページ、139 ページの嵐山町の運営事業なのですけれども、今年度は19年度に比べて10万ほど多くなっていますけれども、この内容と時代祭りに係る分担金ですか、その金額を教えてくださいと思います。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、133 ページの廃プラスチックの処理の業務委託の関係なのですけれども、これにつきましては農業用の廃プラスチックの処理を行うもので、2年に1度ずつ行っておりまして、農協さんと事業をあわせて行っておりまして、農協さんのほうに廃プラスチックを出していただいて、その処理費を町で持って処理をしているような形になっております。それで、個人の負担については、届けていただくような形で、個人負担についてはいただいていたと思います。

〔何事か言う人あり〕

○水島晴夫産業振興課長 農協は事務的な負担という形、そういうふうな形になります。

それから、嵐山祭りの関係なのですけれども、時代祭り部会、まだ来年度については決まっていますが、昨年の時代祭り部会に対して41万5,000円の補助金が出ております。この増額の10万円については、時代祭り部会に対しての増額分に、これ額プラス、プラスというか、これが幾らになるかというのはまだはっきりはしないのですけれども、ただ10万円は今の予算よりもプラスということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○清水正之委員長 吉場道雄委員。

○吉場道雄委員 再質問させていただきます。

先ほどこの廃プラの関係なのですけれども、農協さんと嵐山町で共同で一応処理しているということなのですけれども、この処理の方法なのですけれども、これは一括して深谷市にある、もとの川本町のところで処理しているのか、それとも嵐山町はまた特別な方法で処理しているのかお聞きしたいと思います。

また、時代祭りの関係なのですけれども、今回10万円ほど分担金がふえましてやるということなのですけれども、本当に時代祭りは私が見てもすばらし

いなと思って。逆に、みんながやっぱり嵐山祭りに携わっていて、見る機会が本当に少ないのだと思います。これだけのお金をかけたのだったら、また学校関係も協力しながら一生懸命やっている時代祭りでございますので、嵐山祭りとは離して、単独でやる方法が考えられるか。そうすれば観光にも結びつくし、ほかの関係でも、産業関係でもいいのではないかなと思っておりますので、その点伺います。

○清水正之委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、廃プラスチックの処理なのですが、町についてはエコ計画のほうにお願いをして、2年前ですか、処理をしていただきました。ちょっと金額的に予算と合わないところがあって、かなり勉強してもらって処理をさせていただいております。

それから、時代祭りとの関係なのですが、これにつきましてはまた実行委員会で協議をさせて、皆さんがそういう意向ということであれば、そういう方向になっていくのかなというふうに思います。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、産業振興課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時16分

再 開 午後 4時25分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市整備課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 初めに、24、25 ページの一番下に道路占用料がありますが、このふえた分はホンダがガスを引いた関係でそれがふえたという理解でいいのでしょうか。

それから、147 ページに生活道路整備事業、そして4番目に、1つ飛んで、幹線道路整備事業とありまして、生活道路のほうのコスト縮減が 2,900 万、幹線道路が 5,100 万円、ちょっとこの2つの中で、両方とも道路特定財源というのは反映されているのか。これはちょっと政策経営課になりますか。

○清水正之委員長 政策経営課は質問の答弁者として座っているのではありませんから、気をつけてください。

○川口浩史委員 わかりました。

幹線道路の関係なのですが、この中で5本ありますが、やはり優先順位というのがあるかなと思うので。この前ちらっと委員会の中でお聞きしようと思ったのですが、1-14、これは優先的に早くやりたいということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、2-21、この辺もやっぱり菅小の子供の通る道路なのかなと思うのですが、この地図から見まして。違いますか。ちょっと場所がはっきりしないので。もし嵐山中央地区の関係で菅小の子供たちが通る道路であれば、優先順位として先にすべきではないかと思うのですけれども、そういうお考えを持ってやっていただけるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、151 ページ、都市計画業務事業で都計法 34 条 11 号による見直し業務をやっていくということですが、この関係の見直しというのはどのようなものなのか伺いたいと思います。

それから、平沢土地区画整理事業の販売状況。売れ残りが現時点でどのくらいあるのか。これ東原も同じ感じなのか。ちょっと現状を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答えいたします。

占用の関係なのですが、これについては川口委員さんおっしゃるように武州ガスさんの処分が追加になるものでございまして、この部分が121 万 2,000 円予定しているものでございます。

それと、幹線道路の関係になるわけなのですが、1-14 号線につきましては、19 年度に調査が全部終わりました、昨日の補正予算でも用地について大妻の関係があつて、繰り越し債をさせてもらったわけですが、20 年度については工事を予定しているもので、20 年度に完成という考えでございます。

それと、2-21 につきましては、なごみから菅谷小学校の給食調理場までの間の部分的な歩道を整備するという考えで、これについても本年度については調査からスタートして、順位が高いものとしてやっていくというものでございます。

次に、都市計画法の 34 条 11 号の関係なのですが、これにつきましては都市計画法の 34 条 8 号の 3 の区域指定をやったわけなのですが、県のほうのいろんな見直しの段階が今来ているということで、それに当たっての見直しの中のやるものが道路要件、それと排水要件、除外すべき土地というような3つの大きい題目のものを見直すということに係る予算でございまして。

それと保留地の関係なのですけれども、平沢については一般保留地につきましては、今在庫については持っておりません。全部売れるものについては売ったという状況で、今後新しい保留地ができた段階で売却を進めていくという考えでおります。

東原についてもそういう状況でございます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 幹線道路の関係で2-21 は新年度で調査をするわけですか。その点ちょっと確認。

1-14 は早い段階の工事のということでよろしいわけなのですね。

都計道の見直しの件は、そうするとこれは嵐山町全体にわたるわけなのですか。ここの区だとかということではなくて、全体の見直しをしてやるということなのでしょうか。ちょっとそれをお伺い。

区画整理なのですが、そうですか、保留地がないのですか。東原、あれは売れたというふうに認識してよろしいのですか。何か工事が進むようなところもありますが、まだまだ残っているのかなと思ったのですが、あれは売れたという理解でよろしいのでしょうか。

○清水正之委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 2-21 の関係なのですけれども、これについては調査費ということで、次年度以降工事をやるということでございます。

それと保留地の関係については、新しい工事をしないと売却できる土地が生み出せないのです。それで今はだから残っていないということで、できたものについてはみんな売却済みになっているという形で、今工事がまわくり交付金で事業をやっていますので、それで新しい工事ができたところへまた保留地ができたものを売却するという考えでございます。残っている部分が、平沢が約 7,200 です、残る面積が。特別付け保留地と言っているわけなのですけれども、それが 1,900 ぐらいです。東原についても2区画が今後予定する部分でございます。

それと1-14 については 20 年度に工事を全部完成させていくということでございます。

34 の関係については嵐山町全域を調査の対象になりまして、それを見直すということで、これ委託すると大体 300 何万かかるわけなのですけれども、前回やっている部分がありますので、職員が半分ぐらい手を加えて、残りの入力だとか、そういうものについて委託費用をお願いしたいという現状のものでございます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 東原の件なのですが、もうかなり段ができていて、土地の

整備が終わったのかなと思っているのですけれども、あそこは終わったわけなのですか。あそこもまだ終わっていないということでおっしゃっているのか。ちょっとその点について。

○清水正之委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 区画整理については、個人の宅地へ返すに当たりまして、一定のルールを設けているわけです。1メートル以上の段差がつくところについては構造物をつくって返すという形になっていますので、まだ擁壁工事が残っているので、事業は終わっていないという形になるわけです。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 1点伺います。

平沢土地区画整理組合なののですけれども、151 ページです。町単独分の4,800 万円と、それからまちづくり交付金事業の2億5,000 万円、これそれぞれどのような事業であるのか。今年度の事業予定地というのはどこになるのか、伺いたいと思います。

○清水正之委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 20 年度に予定しているものにつきましては、委託費でまちづくり交付金で1,200 万、工事関係で1億950 万、それと建物移転だとかそういう補償で1億2,850 万を予定しているものです。それと、町の単独分につきましても、委託が1,000 万、工事関係が1,000 万、補償費が200 万というものが事業的なもので予定しているものです。場所につきましては、中谷地区の今おくられている部分のところの造成と、金平地区の擁壁工事が終わっていない部分についての場所を予定しているというものでございます。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 すみません。この委託というのは、これは何になるのですか。委託と言われているけれども、何を委託するのですか、これは。

○清水正之委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。

補償物件の建物を移転してもらいますので、その調査の委託があるわけです。それと、立ち木だとか、そこにあるいろんな工作物がありますので、そういうものを委託するものです。それとあと、道路の設計に当たりまして排水だとか、擁壁関係の設計についても委託をするものでございます。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、都市整備課に関する部分の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○清水正之委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時40分)